

第三十四回国会 参議院内閣委員会会議録第二十五号

昭和三十五年五月十二日(木曜日)午前  
十時四十九分開会

委員の異動

五月十一日委員下村定君及び横川正市君  
君辞任につき、その補欠として伊能繁次郎君及び千葉信君を議長において指名した。

本日委員千葉信君辞任につき、その補欠として横川正市君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中野 文門君  
理事 増原 恵吉君  
村山 道雄君  
伊藤 顕道君  
山本伊三郎君

委員

伊能繁次郎君  
大谷 登潤君  
大谷 賛雄君  
木村篤太郎君  
小柳 牧衛君  
下條 康麿君  
一松 定吉君  
松村 秀逸君  
鶴園 哲夫君  
松本治一郎君  
辻 政信君  
高瀬在太郎君  
益谷 秀次君

政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣総務大臣官房審議室長 大島 寛一君  
人事院事務総局給与局長 滝本 忠男君  
総務府総務局長官 福田 篤泰君  
総務府総務副局長官 佐藤 朝生君  
内閣総務大臣官房公務員制度調査室長 増子 正宏君  
防衛庁人事局長官 小幡 治和君  
防衛庁防務次官 山本 幸雄君  
大蔵省主計局給与課長 前田佳都男君  
運輸省政務次官 船後 正道君  
運輸大臣官房長 前田 郁君  
運輸省鉄道監督局長官 細田 吉蔵君  
運輸省鉄道監督局長官 山内 公猷君  
運輸省自動車局長官 広瀬 真一君  
常任委員 田友 弘康君  
会専門員 杉田正三郎君  
説明員 農林省農地局参事官 庄野五一郎君  
防衛庁人事局調査官 山本 明君

○特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中野文門君) これより内閣委員会を開会いたします。

最初に委員の異動について御報告をいたします。昨日下午村定君及び横川正市君が辞任され、伊能繁次郎君及び千葉信君が選任され、本日千葉信君が辞任され、横川正市君が選任されました。

次に、ただいまの委員の異動に伴い理事が一名欠員になっておりますので、その補欠互選を行ないます。互選の方法は、成規の手続を省略して便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。

それでは理事に山本伊三郎君を指名いたします。

○委員長(中野文門君) 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に統一して質疑を行ないます。政府側出席の方は、現在、前田運輸政務次官、細田運輸大臣官房長、山内運輸省鉄道監督局長、田友運輸省自動車局長、広瀬運輸省鉄道監督局長、山内運輸省鉄道監督局長の方でございます。御

質疑の御ありの方は、順次御発言願います。

○伊藤顕道君 運輸省関係の審議会とか自動車審議会、それと輸送力の面、こういろいろ各項目について若干お伺いしたいと思っておりますが、まず最初に運輸省関係の審議会について一、二お伺いします。

御承知のように行政審議会が昨年一月、行管長官に対して答申しておりますが、まあいろいろ要綱がございまして、要点は機構の簡素化とかあるいは権限、責任の明確化、それと極力新設を排して既設の分の改組活用、こういうような要旨を答申いたしておるわけですが、これに対して運輸省としては、この答申の趣旨をどういうふうにして受けとめておるか、この点まず政務次官にお伺いします。

○政府委員(細田吉蔵君) 政務次官にかわりましてお答え申し上げます。現在運輸省に所屬いたしておられます審議会は、運輸審議会を初めといたしまして十二のものがございまして、もともと、このうちの運輸審議会というものと他のものとは性格が違っておりまして、運輸審議会以外のものは、本省付属機関として置かれておるものでございまして、昨年の行政管理局あるいは行政審議会からの勧告では、このうち船員教育審議会と海上航行安全審議会、こういふようなものについてむしろ統合して一つでいいのではないかという御意見がございまして、これにつきましては準備を進めておりました、できるだけ早い機会に一本にしたいと考えております。

このほかにもいろいろものがあるかというところにつきまして御披露申し上げておきますと……、ただいまの、失礼いたしました。海上航行安全審議会ではなくて、中央船員職業安定審議会でありまして、船員教育審議会と中央船員職業安定審議会、これは二つ必要がないので、合わせて一つでいいのではないかと……、これは準備をいたしておるのであります。ただいま申し上げました二つのほかに、海運造船合理化審議会、海上航行安全審議会、造船技術審議会、木船再保険審査会、港灣審議会、鉄道建設審議会、自動車損害賠償責任再保険審査会、都市交通審議会、航空審議会、大体こういったものが運輸審議会以外にあるのでございまして、それぞれ目的、これは法律に基づいておられますもの、しからざるものがございますが、いろいろ行政管理局でも内容につきまして検討されまして、これを統合するとか今直ちに廃止するといったものはないという、さきに申し上げました二つの統合のほかにはないという御意見でございまして、私もどうもいたしまして、この審議会をできるだけ活用いたすというところに努めて参つておる次第でございます。審議会につきましては、数が多過ぎる、あるいはもつとふやしちゃいかんという点がございまして、今回自動車審議会の設置につきまして、いろいろの角度から私ども検討いたしましたのであります、何とかいたしましたけれども自動車行政につきまして審議会を開く必要があると思つたので

審議会を開く必要があると思つたので

審議会を開く必要があると思つたので



○伊藤道君 私は、そういうごまか

いことをお聞きしているのではなくし

て、運輸省の官房長ともあろう方

にもかかわらず、十四の幹事会に出

席というごまかす前からは、相

当御多忙であらうと思ふので、

あなたのお言葉の、半分以上も出

られぬ、当然そうであらうと思

ふ。初めから出席できないことが

わかつておるのに、それを引き受

けるというごまかす、まことに無

責任ではないですか。そういう点

をお伺いしたい。今御答弁にも

たしまして、運輸省の一つの代表とい

たしましての運輸大臣官房長、これ

が、たとえば一局しか関係のないとき

には、鉄道監督局長なら鉄道監督局

長、航空局長なら航空局長が入

ったと思ふますが、その場合でも官

職として入っておるかと思ふので

ございませう。こういう全然出席が

できないものには、一々承知して

おられないのではないかと、お

話でございますが、実は、この種の委員

会につきましても、私どもの委員

会につきましても、他の関係各省に入

長個人が行かなくとも、あるいは事務

次官個人が行かなくとも、そういう幹

事なり、委員なりという形式を通して

代理の所管の局長が出席したり、ある

いは所管の課長が出席して発言する機

会を与えていただくという意味でこれ

は意味があるのではないかと、か

ら考えておるのでございませう。このや

り方自体全体を變えろということに

ございませう。これはまた別の角度であ

らうかと思ふますが、ただいままでは

そういうやり方でございませう。た

とを通過して、その機会に運輸省の関

さないと善処できないと思ふ。そうい

ふりな関係もあつて、特に今度自動

車審議会を設けようとするその趣旨は

まことに適切であらうと思ふので

が、そこで政務次官にお伺いしたいの

ですが、一言に言つてこの自動車行政

に對して一番眼目とするところは、ど

ういう点か、簡単にその要點だけをお

伺いたいと思ふ。 ○政府委員(前田都君)

ただいまお話の通り、自動車

が最近非常な激増ぶりでありませ

う。これは単に運輸省だけでは

なして、日本のこれは重大な問題に

○政府委員(国友弘康君) 先ほども

ちよつと触れましたので、ございませ

うが、自動車運送事業の近代化というこ

とが、これが根本問題であらうと思

ふ。これらに關しては、根本方

策を立てたい。それから家用自動車

と事業用自動車というより、ものが道

路運送法で規定してございませう。こ

れらの輸送分野が現在固然としていな

い部分がある。これらについて、そ

ういう自動車というものがどうい

う目的で使われ、どうい

う輸送分野を持つかというよ

うに、この結論を出して、その方針に

つとつて今後自動車の重大問題を片

端から解決していこう、こうい

うわけは、それはできるだけ早く

で解決したい、そういうことはわか

る。 ○伊藤道君 それは、その趣旨は私

ども解しておるわけだ。ただ、運輸省

として自動車行政に對して一番の重

点的な問題は、どういふことかとい

うことをお伺いしておるわけだ。も

ちろ、自動車審議会の結果を尊重し

て、それに基づいて善処するであ

りませう。運輸省としては自動車行

三

運輸省としては、どういふふうにか  
ておるわけですか。

○政府委員(国友弘康君) この道路の  
容量と自動車のふえ方がマッチして  
おらない問題、この問題に關しまして  
すべての交通問題が起つておるので  
ございまして、この問題に關しまして  
は、現在われわれとして痛感いたして  
おりますのは、たとえば道路交通の取  
り締りの問題は警察であり、事業用自  
動車の他自動車の輸送面の担当は運  
輸省であり、道路は建設省でありとい  
ふふうに分かれておられておるま  
して、この道路交通行政というふうな  
ものが非常にやりにくい状態になつて  
おることは、現在われわれとしても痛  
感いたしているのであります。これら  
の面でも根本的な解決策を講じな  
ければならぬのですが、現在のわれ  
われが与えられた権限の範囲内に  
おきましては、各関係官庁が十分な連  
絡をとりまして、今混雑しておるま  
道路交通行政に対処しなければならぬ  
と考へますので、これらの面に關し  
ましては、道路の問題は建設省と打ち  
合わせ、さらに道路交通取り締りの問  
題については警察庁と打ち合わせ、運  
輸省自体でできますものについては運  
輸省で措置するといふような方向で処  
理をいたしておりますが、その面の機  
関をいたしましては、総理府に現在交  
通事故防止対策本部というのござい  
ますが、むしろ、この機構を改組いた  
しまして、関係各省庁が集まりまして  
積極的に具体策を打ち合わせるような  
機構を作つていきたいといふことで、  
より総理府を中心にして現在のその  
改組を考へております状況でございま  
す。それらによつて連絡を密にし、十

分な成果を上げていきたいと考へてお  
ります。

○伊藤道君 道路の面積一平方キロ  
メートルについて現在都内では自動車  
が七千五百台ぐらゐあるといふふうな  
数字を承つておられますが、そこでま  
あ、これは全部この割合で道路を走つ  
ているわけじゃない。倉庫に納まつて  
いるものもありましようし、道路上の駐  
車もありましようし、しかし、その大  
部分が道路を走つておる。そういう関  
係で、ゴー・ストップの標識のあるとこ  
ろなどは定全ですが、なかなかもつ  
て、場所によつては横切ることがなか  
なから困難である。場所によつては命が  
けという場面も出てくる。特に特定の  
地域の特定な時間にくくと、ほとんど  
進まない。ストップしている時間の方  
が多い。おつて歩いた方が早いといふ  
場面も出てくる。現在すでにそんな  
です。ところが、先ほど申し上げました  
ように、一月一万台の割合でどんでん  
んこれが加速度的にふえていってたら  
一体どうなるか。これはよほど抜本的な  
対策を講じない限り、ただこそくな手  
段方法ではこの問題は解決しないと思  
うのです。また、数年後にオリンピック  
クを控えているといふようなことから  
も、世界の各国から客のあつた場合  
に、日本国内のこゝろいふ恥をさらさな  
ければならぬ。そういうことは第二と  
しても、現在のこの難問を何とか解決  
するためには、よほど抜本的な対策が  
必要であらう、こゝろいふふうにするの  
です。こゝろいふ点については運輸省と  
しては、大筋はどいふことを考へて  
おられるか。

○政府委員(国友弘康君) 運輸省とい  
たしましては、都市交通審議会がござい  
ますが、この都市交通審議会におきま  
して、現在通勤、通学を主体として検  
討を願つておられますが、東京等のごと  
き大都市におきます路面交通に關し  
ます問題等も、その審議会でも御審議  
を願つておるのでございまして、根本  
的な考へ方といたしましては、道路を  
通過する需要をどこかよそへ転換す  
る。すなわち、現在の既存道路に対し  
ます需要でありまして、地下鉄の建設  
等をして、大量輸送をその方面に持ち  
込んで、道路の混雑緩和をはかる、こ  
れが第一の根本問題でございまして、そ  
れからさらに、道路といたしましては  
は、首都交通道路公団が設置されてお  
りますが、これらで交差点で交通の支  
障をされないような、高速で走れる道  
路を都内にも建設する、こゝろいふこと  
を考へておるのであります。これら  
は建設省とわれわれと打ち合わせて運  
んでおりますが、そのほかに、バス・  
ターミナルとか、あるいは駐車場とか  
といふようなものを、都心及び副都心  
に作る。さらに駐車場は各必要な個所  
に作つて、できるだけ道路上の、路上  
の自動車の放置とかといふようなこと  
を防止いたしまして、道路容量を広く  
して、現在このままでいきましたら、  
飽和状態で、先生のおっしゃるよう  
に、何とも処置ができなくなると思  
いますので、これらの建設をできるだけ  
促進してやると同時に、さらにバス等  
に關しましては、むしろわれわれの考  
えといたしましては、大量の交通機関  
に優先させる必要があるのではないか  
と考へますので、むしろ乗合バス等の  
ごときものに路上では優先的な通行権  
を与えて、乗用車はその次にしてもら

りといふようなことも考へなければなら  
ないと思つておられますが、まあそれ  
らの方策によりまして、道路上を通行  
する車両をできるだけスムーズに動き  
ますように、大型輸送機関の優先通行  
とか、あるいは一方通行とか、そゝい  
ふような問題、あるいはある種の自動  
車の通行制限、ある道路によつては通  
行制限とかといふようなことも、警察  
当局の方でも打ち合わせて、積極的に  
この混雑緩和をはかつていこうと考へ  
ておる次第であります。

○伊藤道君 お言葉のように、いろ  
いろとまあ支障があるわけで、自動車  
の激増になかなか道路の拡張とか舗装  
整備は伴わない。また、今御指摘のよ  
うに、駐車場の整備もおかれておる。  
さらに、道路拡張整備のための工事を  
のもの、一つの障害になつておると  
思ふ。都内あちこちへいって、どこか  
で必ず道路工事をやつておる。しか  
も、それが早急にとどんどん大じかけ  
の機械力で、短時間にやつてしまふとい  
ふ方式でなくして、東京のどまん中で  
なかなかやつたりとした工事が進めら  
れておる、そういう場面をわれわれよ  
く見受けるわけです。そこで問題なの  
は、道路工事は多く失対でやつておる  
と思ふのですが、私はその失対に反対  
しては、私どもも交通を円滑化するとい  
う目的から工事を迅速化とか、あるい  
は極力夜間に工事をしてもらいたとい  
ふか、あるいはガスとか水道とかの工事  
の年度計画を立てて、集中的に実施す  
るとか、あるいは道路工事のための迂  
回の指示を事前かつ適切にして、あま  
り交通の混雑をしないようにするとか  
いふような希望を、関係の官庁にも述  
べておられますが、根本的に申します  
と、やはりこれは関係官庁が非常に多  
いもんですから、先ほど申し上げまし

だ、予算の関係もあるでしようけれど  
も、十分ではない。外国のそれに比較  
して作業が非常におそい。従つて、い  
つまでも大抵狭い道路を掘り返すか  
ら、ますます狭くなる。これが交通の  
支障の大きな原因にもなつておると思  
ふ。こゝろいふ点から、失対事業として道  
路工事、これは大へんけつこうなこと  
ですが、ただ交通をわめてひんぱんな  
そゝいふ悪条件下の個所においては、  
大きな機械力で短時日に、そゝいふ  
点を抜本的に考へる必要があると思  
ふ。現在ではなかなかそゝいふ点があ  
ちらこちらにも散見されるように、非  
常に道路工事がおかれておる、こゝろ  
いふ声が高いと思ふのです。こゝろい  
ふ点については基本的にどういふふう  
に考へておられるか。

○政府委員(国友弘康君) この道路工  
事に關しましては、全く先生のおつ  
しゃいますように、私どもも交通に支  
障を来たしている場合が非常に多いと  
いふことを痛感しておるのでございま  
す。ことにガスで掘り返して、直し  
たと思つたらまた今度水道で掘り返す  
といふように統一がとれない場合もご  
ざいますので、これらの件に關しまし  
ては、私どもも交通を円滑化するとい  
う目的から工事を迅速化とか、あるい  
は極力夜間に工事をしてもらいたとい  
ふか、あるいはガスとか水道とかの工事  
の年度計画を立てて、集中的に実施す  
るとか、あるいは道路工事のための迂  
回の指示を事前かつ適切にして、あま  
り交通の混雑をしないようにするとか  
いふような希望を、関係の官庁にも述  
べておられますが、根本的に申します  
と、やはりこれは関係官庁が非常に多  
いもんですから、先ほど申し上げまし

た総理府の交通事故防止対策本部でこの道路工事の促進の問題についても取り上げておいて、根本的にはそこで円滑な、迅速な工事の進め方、やり方というものを打ち合わせておるのであります。具体的にはこれはやはり工事の個々を担当する現場になりますと、これらの点に關しましては、各官庁の地方機関が、たとえば東京で申しますと、東京陸運局とか建設局とか、あるいは警視庁とかが集まりまして、または通産局も入りまして、具体的な道路々々における交通状況についての打ち合わせということも実施しておるわけでありまして、その先生のおっしゃる方向に進めつつあるものであります。今申しましたように、根本的には交通事故防止対策本部で今後も積極的に進めるように打ち合わせを進めていくところでござります。

○伊藤道君 一つ対策として、駐車場が次にわずかつでも増設されていくようにです。大へんけつこうです。ただここで問題は、有料駐車場は非常に高い、パーキング・メーターなどで十五分間十円くらいだと承知しておるが、そこで十五分十円だから、どれでも活用しそうなものですが、なかなかそういうところは繁昌しないで、無料駐車場に押すなと押しつけておる。そこで大事な点は、やはり無料駐車場を各所に増設する以外にはないと思うのですが、そうお伺いする、それはわかるが予算がないからできないのだと、そうお答えになると思ふのです。しかし、これを解決をせずして自動車行政の難問を解決することは、なかなか至難だと思ふのです。やはりある程度予算化して無料駐車場

をどんどん作る、増設していく、そういうところはこの難問を解決する一つのきっかけができればと思うのです。せっかく大金をかけて有料駐車場を設けたり、パーキング・メーターなどを作っても、われわれ実際に目撃することによると、そういうところは閑散でほとんど明いておる。そういう実情な点で、やはりわずかに十五分間十円であつても、なかなかこれを利用しないのが人情だと思ふのですが、そういう点を、やはり相当これはまあ当面の難問を解決する一つのきっかけですから、相当大幅に予算化して、早急に大規模に無料駐車場を作るべきである。こういう点についてどのようにお考えになっておられますか。

○政府委員(国友弘康君) ただいま作っておりますのは、先生のおっしゃいますように有料駐車場でございます。これはやはり相当な設備を要しますので、有料で、料金を取らなければ運営がやれないのであります。これは無料駐車場等につきましては、非常にこの設置でございますが、非常にこの設置でございます。これは非常にけつこうなことだと思ふのですが、駐車場の設置に關しましては、建設省がこれらの予算化については主管でありますので、私は交通運送行政を担当しております者として、駐車場等の設置についても建設省の方に希望は述べておりますが、予算化等の点につきましても建設省でありますので、これらの点は建設省と十分打ち合わせたいと思つております。

とカトラックになつております。そういう関係で、こういう都内のような特殊事情の所もありませんが、やはりその反面、ほとんどバス、トラック以外には乗物がないというような面についても、相当運輸省としても考えておられると思ふのです。ただ問題は、どこへ行つてもバス、トラックを通すには無理な道路です。問題は道路です。こういう自動車道路が非常に多くなつておる。まあ外国の例を申し上げるまでもなく、多くの先進国では、ほとんど自動車輸送力が鉄道輸送力をしのいでおる。そういうような実情にあるわけです。日本の場合は、まあ鉄道の拡充に重点を置いておるから、鉄道輸送が主体であらうと思ふのです。それはそれとして、やはりバス、トラック、しかもこれは乗用車と違つて、相当道路もいたむ。悪い道路にそういう重いものを通るからよい道にいたみがない。なかなかそこな修理ぐらいいは追いつかない。どこを旅行してもそういう感を深くするわけです。結局これはやはり自動車道路の整備という点については、もちろん運輸省として考えておられるのでありましようけれども、毎年これを見つめておつても、なかなか、都市に近いところは着々整備されておりますけれども、そういう山間僻地にまではなかなか手が届かないのが実情であらうと思ふのです。こういう点について、運輸省としてはやはり年次計画でも立てて、これを何年後には整備すると、そういうような計画があるのかないのか、もしあるとすれば、どういふ点なのか、それを簡単に伺ひたい。

○政府委員(国友弘康君) 道路の整備に關しましては、私も非常に痛感しておりました。何とか日本の悪い道路をよくしてもらいたいと思つておるのではありませんが、建設省で道路整備の五カ年計画を制定いたしました。現在の整備に邁進いたしておりますので、さらにまた現在あるいはもつと大きな改訂をすべきだといふような意見も出ておりますが、現在一兆円を道路整備五カ年計画を実行いたしました。整理が、これでもまだ私どもは実は足りないと思つております。もつと国費を出してもらつて道路の建設を促進してもらいたいと思つております。現在は道路整備五カ年計画で建設省が進めておる状況でござります。

は、むしろ先生のおつしやいましたよりももつと多く開催いたしました。審議を進めたいと思つておるが、ただ先生の今まで御質問のございました中で、関係官庁の非常に多いものもござりまして、その中には運輸省といたしましても都市交通審議会等で審議すべきものもござります。さらに関係官庁と打ち合わせなければ実現いたさないものもあるわけでありまして、この自動車審議会の最も当面の問題といたしましては、現在運輸省の担当しております自動車行政に關しまして、先ほど申し上げましたような根本方策を打ち立てたいということでございます。いろいろな論議をいたしましては、先生から今御質問のございましたようなことも取り上げられると存じますが、当面の問題といたしまして自動車審議会が差しあたり審議されたいと思つておりますことは、道路交通事業の近代化、合理化の問題、それから自動車の運賃制度の問題、それから自動車高速化対策の問題、事故防止の問題、自動車行政機構のあり方の問題という点に、まず最初に御審議をお願いしたいと思つておりますので、これらの点を一年間で結論を出したい。そのためにできるだけ努力を傾注して結論を得るようになりたい、こう考えておるのでござります。

○伊藤道君 次に、方面をかえて、輸送力の関係でお伺ひしたいと思います。日本の経済発展上の大きな障害として、輸送力の不足といふことがあげられておるわけですが、先ほど指摘があつたように、大体日本の輸送力は鉄道輸送力に依存しておる、それが大

部分であろうと思つて居る。そこで、念のために聞きましておきたいと思つたのですが、鉄道といえは国鉄、しかし私鉄も若干あるわけ。そこで輸送力について、国鉄と私鉄の割合は一体どんなものか、大ざっぱでけっこうです。こまかい数字はいりません。八とか、二とか、そういうごく大ざっぱなものだけでけっこうです。

○政府委員(山内公猷君) 輸送力につきましては、旅客の面と、貨物の面と両方あるわけでございますが、私鉄につきましても、御承知のように、ほとんど貨物を取り扱っております。旅客の面が多いわけでございます。旅客については資料が古いのでございまして、三十三年の輸送機関別輸送割合というものがございまして、私鉄は三六%、国鉄が二五%、人間の数は三六%、都市交通が多いので、非常に多くなっておりますが、人キロで申しますと、一人の人間が何キロくらい乗ったかというキロを加えました計算におきますと、私鉄は二六%、国鉄が五二%、国鉄の方が多くなっております。貨物はほとんど問題にならないのでありますが、私鉄におきましては、総トン数におきまして三%、トンキロにつきましては一%、国鉄につきましては一四%、トンキロが四六%という数字になっております。そのほか内航海運、バスというよりなものがございますので、私鉄と国鉄と合わせるとも百パーセントにならないのはそのためでございます。

○伊藤道君 次にお伺いしますが、運輸省としては、動力源の近代化といふことについて非常に力を入れておる。上に思われるのですが、蒸気機関車とか、電気機関車、ディーゼル機関車、現在の三通りが大きざっぱに分けておられるわけ。これもごく大ざっぱでけっこうな数字ですが、現在ただいまのところ、おおよそどんな比率になっておられますか、それを簡単に……

○政府委員(山内公猷君) 機関車の数量で申し上げますと、これも三十三年の資料について申し上げますと、蒸気機関車の現在国鉄の持つておられます数量が四千五百四十四両でございます。電気機関車の数量が七百四十七両、ディーゼル機関車の数量が七十三両、合計五千三百三十四両ということになっております。

○伊藤道君 いろいろ輸送力の増強とか、あるいはまた事故防止、こういう観点から、鉄道の特に複線というところが非常に重要な要素になってくると思つて居る。ところが、現在の私鉄の承知するところによると、全線複線になっておる。東海道線と山陽線だけだと思つて居る。全線複線というものは、やはり輸送力増強、事故防止という観点から非常に重要になってくるのではないか。しかも、複線にすることによって客貨車は相当輸送が増強できる。しかしその割合に、それに比例して建設費はかかるかと思つて居る。基礎は一つの基礎でいい、ただ幅を広げることだけで、建設費は割合に安くつく。複線の方が、単線を二つ設けるよりは、そういうことで、今後複線については、大きな眼目として当然運輸省としても努力しておられると思つて居る。ところが、いろいろ計画について、ごく大ざっぱに、どういふ程度に複線を考え

○政府委員(山内公猷君) 御指摘の通り、現在国鉄におきます複線以上の区間というものは、全体から見まして一〇%程度のものがございます。それで輸送力をふやします場合に、新しく線を敷くよりも、現在ある線を複線にするという方が経済的であり、非常に輸送力が増えるというところは、御指摘の通りでございます。都市内のようなところでは非常に、その費用の問題、可能、不能の問題があるのですが、その特殊の場合を除きまして御指摘の通りでございます。それで鉄道に輸送力をふやしますために、現在国鉄で行なつておられますのは、幹線を電化するという問題もその一つでございますが、幹線輸送の面からいまして複線化しようということも相当力を入れてやっております。現在国鉄で行なつておられます五カ年計画におきまして、相当の費用をそれに見込んでおるわけでございますが、実は国鉄の財政が十分でございます。この五カ年計画が計画通りいっておられますが、その面におきまして、計画をいたしましては大きな分野を占めておることは事実でございます。

○伊藤道君 それでは最後に、東海道の新幹線について、三お伺いしておきたいと思つて居るのですが、これは先般の発表によると、国鉄では、四年後にスタートするであろう東海道の新幹線の運転計画についての構想を発表されておる。それを拝見したわけですが、これによりまして、大体あの構想通りに実現できるのか、その公算はあ

るのかないのか。これは鉄道技術研究所で目下車体とか軌道についての基礎研究が大体終わつて、試作試験の段階に入つておる、そういうふうに承知しておられるわけですが、これによると、抜本的に輸送力が増強されるわけですね。おもな点を一つだけお伺いしたいわけですが、この計画によりまして、新幹線を走る貨客列車は全部電車になるということ、そういうことであるのかないのか。それから一日に東京―大阪間を特急、急行が約六十往復とか、それから貨物列車が約二十往復、それから熱海とか静岡、そういう近距離のいわゆる準急行程度のものが二十往復、計これを合わせますと、百往復、東京駅を中心に百往復往來する、こういうことで、もしこれが実現すれば一時間に特急、急行が三本ないし四本も走るようになるので、客の方はだいぶ助かるわけですね。一週間も前から並んで特急券、寝台券を買わなくてはいいし、また、重い荷物をかかえて列車で立つていなくても済む、こういう点で非常に潤うわけですが、はたして以上お伺いしたような程度のことか、これはただ単なる計画、試作試験の程度なのか、それとも十分確信がある計画なのかということをお伺いしたいと思つて居る。

○政府委員(山内公猷君) 東海道新幹線計画につきましては、いわゆる名前まではつきりいたしません、特急と称するものが東京―大阪間を三時間、普通急行と申します、普通急行といひまして現在の特急よりも早いわけですが、それは三時間半というスピードで走るべく計画をいたしておる。そのためには、現在の既設線の三

フィート六インチというゲージではなくて、四フィート八インチのゲージをもつてやる。電化形式につきましても、交流電化形式をもつてやるということになっております。それで、現在、御指摘のように、鉄道の研究所におきまして、そういう二車面並びに勾配、線路、信号というよりなものを、各般につきまして検討いたしておる。私どもの聞いておられます範囲におきましては、この程度のスピードの車を走らせるというところは、十分確信があるというふうに聞いておられます。技術面におきまして心配はさうないのではないかと、いろいろにわれわれは考へておる。

○伊藤道君 東京―大阪間を三時間で行くということになりますと、現在の、大体一番速いのは「第一こだま」ですか、これが六時間四十分くらいかかっておるわけですね。これを二分の一以上短縮するということ、そういうふうになると、時速最高二百五十キロぐらい走らなると、なかなかもつてそういう時間には届かぬと思つて居る。そういうことになると、速いのは、けつこうですが、それに伴う安全性とかが、いろいろと考へてあやふま

れるわけですね。そういう点ももちろん、鉄道技術研究所の権威者の方々が検討されるので問題ないと思つて居る。そういう点にも確信があるのかないのか、そういう点はまだ未解決なのか。私どもは國へ帰つて、スクーターなんかでよく走るけれども、もう五、六十キロも出すと、目が回るほど早く感ずるわけですね。それが、二百五十キロということになると、これは超スピードで、目にも見えない速さとい

ことになるのですがね。そういうのがこの全線を通る。そして、現在の「第一」の二分の一以上短縮する。大へん構想としてはけっこうなんです。そういう安全性ということは無視できないのです。しろうとでございまして、しろうとがやはり十分それなら大丈夫だというふうな、そういう御説明をいただきたいと思

○政府委員(山内公猷君) 私も技術者でないので、十分御満足のいくお答えができるかどうかはあれでございまして、私の聞いておきます範囲におきましては、十分国鉄の技術当局におきましては、十分確信がある。それは、現在の東海道線は五百五十キロでございまして、今度でございまして新幹線は五十キロ短縮いたしました五百キロになります。これを三時間で走りますために、平均時速は百六十七キロ、停車時間も考えておきますが百六十七キロと考えておきます。電車の最高スピードは二百キロぐらいであるということにござい

ます。技術者といましては、最高二百五十出得る程度の設計をいたしまして、五十キロの幅を持って走らせるということの安全性を十分見ておるようであります。それから、現在線におきましては、御承知のように、各道路等々と平面交差をいたしておきますが、今回の道路との交差は全部立体交差でございまして、踏み切りの一つもない鉄道を走らせるという予定になっておりますので、その面から、走行中におけるスピードの減速という問題はなくなつて参るわけにございまして。それから、スピードを出しますためには、信号というものが非常に大きな役割を

するわけにございまして、この信号におきまして、新しい信号のやり方を考へまして、車内信号と自動列車制御装置というものを併用いたしまして、列車が速度制限区間に進入すれば、ブレーキが自動的に動くという方式を取りまして、追突という危険をなくすという、そのほか、いろいろ技術上の点を改良いたしまして、現在国鉄におきましては、すでに電車におきまして一部電車試験というものをこなしておることもあるわけにございまして、技術上は十分確信があつて、その目的を完遂できるというふうに関しておるわけにございまして。

○伊藤道雄君 それでは、最後に一問だけお伺いしますが、この計画は四年後に実現の暁は、東海道線に關する限り、現在の客貨車の輸送力の三倍くらいになる、そういうふうな発表によつて承知しておるわけですが、そういうことも含めて、以上お話をあつたあの計画について、私どもは四年後には大体あの構想で実現するのだと、確信ある今の御説明でございまして、私どもは、四年後にはその要領で実現する、そういうふうな御期待申し上げておつていいわけにございまして、そのこと、現在の東海道線は一体どういうふうになるのか、そういう点を合せてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(山内公猷君) 東海道線の輸送力は御指摘の通りでございまして、現在の東海道線の輸送力は、列車回数にいたしまして、片道約百二十回が限度でございまして、これが限度をこえておる所、限度に近い所がほとんど全線にわたつて起こつておりますので、それで、現在の東海道線の車が非常にひどくなつておるのでございまして、新しい幹線が造成されますと、国鉄の輸送計画にいたしましては、新幹線と現在の東海道線というものをブールいたしまして総合運営をするということを考えております。また、それが可能であるというわけにございまして、そうなりますと、列車の輸送力といたしましては、一つの線の上いろいろな速さの車が走つておるといふことが、非常に輸送力を阻害するわけにございまして。そうしますと、新しい幹線がございまして、現東海道線におきましても、そのスピードを平均化することができる。結局、平行ダイヤとわれわれの方では言つておられますが、平行ダイヤをとることができるといふことによりまして、新しい幹線ができたことによりまして、現東海道線の輸送力もふえてくるという結果になるわけにございまして、現在百二十往復あります現在の東海道線の輸送力が、技術的に百八十回まで可能になるというふうな計算をいたしておきます。それから、一方、新造成線の方は、片道が、列車回数といたしまして約百五十回で、これはスピードが速いのでございまして、現在の東海道線よりも列車回数は多くなるわけにございまして、百五十回ぐらゐ輸送力がふえるということになります。もつとも、新東海道線の方は、先ほど申し上げましたように、四フィート八インチの車になります。現在の東海道線は三フィート六インチでござい

ますから、その意味からいまして、この列車の何といひますが、引つ張る単位、列車単位が大きくなるわけに

ございまして、同じ列車回数でも、現在の三割増しぐらゐの輸送力がありま

すので、百五十回の列車回数を直しますと、現在線の大体二百回ぐらゐの輸送力になる。そうしますと、現在あります百二十回の列車回数が、片一方におきまして百八十回となり、片一方が二百回になりますから、現在線の輸送力に直しますと三百八十回となる。御指摘の通り三倍近い数字になるわけにございまして。

それで、問題は、どうしてこの資金を捻出するかということが、四年後に完成をする大きな目標になるわけにございまして。ただいま言いましたように、われわれの方は、技術面におきましては大体解決できるわけにございまして、この資金の面の調達ということに現在努力をいたしております。最近におきまして、世界銀行の借款の技術者が来て、現在調査をいたしております。それから、国有鉄道自体における自己資金、これはあまり期待ができないわけにございまして、國家資金を相当つぎ込んでいたいただきたい。われわれの計算では、これはもう十分採算に合ふ線にございまして。御承知のように、日本の経済の中心になつております東京、名古屋、大阪を結ぶ線にございまして、その面におきましては、十分採算の合ふ線であり、投資効果もあるもので、財政資金の面におきまして、運輸省はもろん努力いたさなければなりませんのでございまして、各方面の御協力によりまして、その資金の調達をいたしたいということにござい

ます。もう一つは、土地を獲得できるかどうか、この種新線建設におきま

して非常に大きな問題でございまして、これは各地方におきましても、いろいろ御連絡を申し上げて、市当局あるいは村当局というものの御協力を得まして、現在ある程度順調にいつております。もろんこつ問題でござい

ますので、御反対の向きもありませんが、十分御説明もいたしてやつておりますので、現在の状況におきましては、この土地の獲得というところに主力を置いてやつておるわけにござい

○委員(中野文門君) ちよつと速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員(中野文門君) 速記を起し

本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。  
暫時休憩をいたします。午後一時再開いたします。  
午後零時二分休憩

午後一時十八分開会  
○委員(中野文門君) これより内閣委員会を再開いたします。  
農地被買収者問題調査会設置法案を議題といたします。本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておきますので、これより質疑に入ります。政府側の出席の方々は、益谷

國務大臣、福田總理府総務長官、大島内閣総理大臣官房審議室長、庄野農林省農地局参事官等の方々にあります。御質疑のおありの方は、順次御発言願

います。  
○小柳敦衛君 私はこの問題、すなわち農地被買収者問題、その性格についてお伺いをいたしたいと思ひます。ま

す第一にお伺いいたしたいことは、この調査会が内閣総理府に設置されるという事になっておりますが、私はこの総理府に調査会を設置すること自体が、ある程度この問題の性格を表明しているのじゃないかと自分で考えております。従つて自分の所見を申し述べまして、政府の所見をお伺いいたしたいと思つております。まず第一に、この問題は農地という問題から起つておるのであるからしてむしろこういふような問題は、農林省に設置する方がよろしいのじゃないかと、こういふような議論もあるように思つております。なるほどこの問題は、農地を買収したということにその原因を發しておられますけれども、農地そのものの問題ではないと私は考えておられます。御承知のように、戦後の農政の大変革に際会いたしまして、農村の安定を期するために、また一方におきましては増産を奨励して、そして健全なる農業を作るといふような立場からして、この政策を断行されたのであります。

従つてその後の状況は、まあ批評はいろいろありましようけれども、大体適当な効果をおさめておると思つて、また、その当時の状況から考えますと、あの政策をとるというこのやむを得ないということを考へますので、われわれは、この問題はあくまでも被買収者の社会的立場についての調査問題であつて、農地その問題をどうしようという問題ではない、言いかえれば、農地法を今改正するか、あるいはまた極端に言つて、農地を取り上げる問題だ、こういふように曲解されておること、これははなはだしい誤解に基づくものだと思つております。

す。従つて、あくまでもこの問題といふのは、買収された地主の現在の状況なり、よつて来た原因等を考へまして、その処遇を調査研究する会であつて、農地そのものではないのでありますからして、農林省にこの調査会を設置するということは、問題の本質を誤つておるのじゃないかと思つて、まあ、そのよつて来たところが農地でありまうから、農林省においては、いろいろの資料も持つておられます。また、いろいろの経過もよく御存じと思つて、それは調査会において十分資料として利用することが当然ではありましようけれども、問題の本質が農地取り上げ問題ではない。従つて、地主制度の復活というふうな、そういう性質の問題でないといふことを私も考へておるのであつて、従つて、これを農林省に置かなかつたといふことは、そういう点にもあるのじゃないかと思つて、まず第一、この点についてお伺いをいたしたいと思つております。

○政府委員(福田憲孝君) この調査会の本来の目的は、たゞいま小柳委員の御指摘の通りでございます。もちろん、よつて来た原因については、農地改革というふうな問題が原因になつておられますけれども、農地改革自体が国民経済に大きな貢献をし、また、他にさまざまな意味で農業生産力増大その他につきましても大きな効果を上げたといふ見解を政府は持つておられます。ただ、あまりにも激しい変革でありましたために、それから副次的にいろいろの問題が発生いたしました。被買収地主の中には、生活の問題、あるいはその他各般の問題があることも御指摘

の通りであります。これを幅広く、広い立場から取り上げて調査するという見解から総理府に置くことにきめたわけでありまう。従つて、農地問題の立場からだけでも問題を取り上げるならば、農林省でございますが、今申し上げた事情でありますので、総理府に設置するといふことが適当だと考へておる次第でございます。

○小柳牧衛君 この問題が農地問題に關係あるけれども、調査会は農地問題そのものを対象とするのじゃないかと思つて、全然われわれも賛意を表すところでありまうが、しかし、往々にしてこの問題は関連性がありまうから、とかく農地取り上げ問題であるといふように宣伝されるおそれがないではないと思つて、調査会の運営等につきましては、相当地政府においても御考慮あらんことをお願いする次第であります。

第二に、これはいろいろの社会的問題であるからしてこれを設けるというように理由書に載つておられますが、世間では、これは困つておるといふことは事実である、困つておるといふことは、一つの社会問題である、社会問題であれば、生活保護法の適用もあるだろし、そのほかいろいろのこともあるだろし、そのほかいろいろのこともあるだろし、むしろこれは厚生省に設置すべきものではないか、こういうふうな議論もあるように承つておられます。しかし、私どもの考へるところによりまうと、現在地主が非常に困つておるといふことは事実でありまうが、そのよつて来たところは、因策によるところの農地の買収ということに起因するのであつて、社会一般の、いわゆる貧困に陥つたといふものと

は、おのずからそのよつて来たところが違ふのじゃないか。また、社会問題といふことはきわめて広い意味を持つておるのであつて、社会問題といふば何もかも社会問題になるといわれるくらい広い幅を持つておられますが、しかし、そのうちでも特に生活に直接關係するものとか、あるいはまた社会的な厚生施設によることを必要とするといふような問題等については、これは厚生省にやるのが適當でありましようし、あるいはまた、關係の人々を失職するとか、あるいは新しい職業を得ようとするようなことについては、また別な行政官庁でこれを処理すべきものであつて、社会問題であるといふような立場から、これを厚生省にやらなければならぬという理由にはならないと思つて、いわんや、この問題は単に生活保護法の適用というふうな立場からみ見るべきではなく、もちろん、地主の中におきましては、困窮のあまり、生活保護法の適用を受けなければならぬ人もあるかもしれぬが、しかし一般的な問題としては、それ狭いものではないと思つて、よつて来た原因が今申し上げました通りでありますし、また困つておるといふことの標準等につきましても、いわゆる主観的の立場から見解もありましようし、あるいはまた、客観的の立場から見ることがありましよう。それでありまうから、この理由書におきましても、いろいろの社会問題を起こしておる、こういうふうになりつたおられますことは、すなわち社会問題とはきわめて広い意味の社会問題であるといふことがわかれるのであつて、単に厚生省であるとか、あるいは

労働者であるといふようなところでもこれを調査研究すべきものではなく、もっと広い視野においてやるべきの問題の正しい見方であると私どもは思ふのでありまう。従つて、いろいろの趣旨において、總括的の行政をやつておられるところの総理府にこれを設置したのではないかと私ども考へるのであります。要は、単にその狭い意味における社会問題、すなわち厚生施設というふうな意味においてのみこの問題を調査するのではない、従つて、これを厚生省に置かなかつたこと、こういうふうなことに解釈してよろしいのでありますか。その点について、政府の総理府にこれを設けた所見を承りたいと存じます。

○政府委員(福田憲孝君) 国民生活の福祉政策あるいは社会保障制度につきましては、主として厚生省が中心で、国民年金であるとか、あるいは今御指摘の生活保護法の適用と、いろいろの道を通じまして努力いたしておるわけでございます。ただ、この被買収者の地主の方々の生活の問題になりますと、これは非常に特殊な原因、いわば農地改革という特殊な社会現象から生じたと思ふべきであらうと思つております。そういう意味合いで、一般の国民の社会福祉政策というふうな立場からではなくて、もっと広い視野に立つたものもろの変化、あるいは生活上の問題、そういうものの実態をとらえなければならぬ。そういう立場から、厚生省では窓口が狭過ぎる、総理府として設置して、これを調査する立場の方が適當であると考えたのでありまして、お説の通り、私どもは広い立場からこの問題の調査に当たりたいといふ考へてあります。

は、おのずからそのよつて来たところが違ふのじゃないか。また、社会問題といふことはきわめて広い意味を持つておるのであつて、社会問題といふば何もかも社会問題になるといわれるくらい広い幅を持つておられますが、しかし、そのうちでも特に生活に直接關係するものとか、あるいはまた社会的な厚生施設によることを必要とするといふような問題等については、これは厚生省にやるのが適當でありましようし、あるいはまた、關係の人々を失職するとか、あるいは新しい職業を得ようとするようなことについては、また別な行政官庁でこれを処理すべきものであつて、社会問題であるといふような立場から、これを厚生省にやらなければならぬという理由にはならないと思つて、いわんや、この問題は単に生活保護法の適用というふうな立場からみ見るべきではなく、もちろん、地主の中におきましては、困窮のあまり、生活保護法の適用を受けなければならぬ人もあるかもしれぬが、しかし一般的な問題としては、それ狭いものではないと思つて、よつて来た原因が今申し上げました通りでありますし、また困つておるといふことの標準等につきましても、いわゆる主観的の立場から見解もありましようし、あるいはまた、客観的の立場から見ることがありましよう。それでありまうから、この理由書におきましても、いろいろの社会問題を起こしておる、こういうふうになりつたおられますことは、すなわち社会問題とはきわめて広い意味の社会問題であるといふことがわかれるのであつて、単に厚生省であるとか、あるいは

は、おのずからそのよつて来たところが違ふのじゃないか。また、社会問題といふことはきわめて広い意味を持つておるのであつて、社会問題といふば何もかも社会問題になるといわれるくらい広い幅を持つておられますが、しかし、そのうちでも特に生活に直接關係するものとか、あるいはまた社会的な厚生施設によることを必要とするといふような問題等については、これは厚生省にやるのが適當でありましようし、あるいはまた、關係の人々を失職するとか、あるいは新しい職業を得ようとするようなことについては、また別な行政官庁でこれを処理すべきものであつて、社会問題であるといふような立場から、これを厚生省にやらなければならぬという理由にはならないと思つて、いわんや、この問題は単に生活保護法の適用というふうな立場からみ見るべきではなく、もちろん、地主の中におきましては、困窮のあまり、生活保護法の適用を受けなければならぬ人もあるかもしれぬが、しかし一般的な問題としては、それ狭いものではないと思つて、よつて来た原因が今申し上げました通りでありますし、また困つておるといふことの標準等につきましても、いわゆる主観的の立場から見解もありましようし、あるいはまた、客観的の立場から見ることがありましよう。それでありまうから、この理由書におきましても、いろいろの社会問題を起こしておる、こういうふうになりつたおられますことは、すなわち社会問題とはきわめて広い意味の社会問題であるといふことがわかれるのであつて、単に厚生省であるとか、あるいは



○小柳牧衛君 この調査会を厚生省に置かなかつたことについては、ただいま御所見を承りまして、まことにその通りだと思っております。しかし、これは非常に関連性が多いのであつて、ともすると、困つたものだと、困つてゐる人をさしあたり救うのことに非常に熱心に力を入れますと、自然今のような狭い見解に立つて、困つてゐる人をさしあたり救うの、問題の本質を誤るおそれがないで、問題の調査であるという解釈のもとに調査会を運営するようにされることを切に希望いたします。

次に伺いたいことは、この農地の問題は、農地そのものを必要とするという見地が主であつて、その対価というものは第二次的の問題である。第二次ということは、あるいは語弊があるかもしれませんが、土地そのものを国策上必要とする、それを旧地主から取り上げて勤者、あるいは適当な人にとこれを交付したというところに重点があるのであつて、従つて価格というものは第二次的のものであることは当然であります。これは非常にしかし関連性があるのであつて、その価格の適不適につきましても、ずいぶん議論があります。また、支払い方法の適不適についても、ずいぶん議論があるようにあります。この問題を論議する上におきましては、自然そういう問題にも論及することはやむを得ないことと私は思ふのであります。世間往々にして、この問題の価格については、最高裁の判決があるからして、もうこの問題はそれでわかつてゐるんじゃないかと、別に調査する必要もないんじゃない

か、こういうふうに非常に大きづばに考へておる説もあるようでありませう。私どもの考へるところによりまして、なるほど最高裁の判決は、申すまでもなく判決は当該当事者に、その拘束力を及ぼすものであります。もちろん、これが最高裁の判決でありますから、重要な裁判の際の研究資料としては役立つでしょうけれども、それ自体が拘束力を持つておるものではないことは当然でございます。しかし、一応そういうような判決があるというところ、これを尊重すべきことは当然でございます。いわんや三権分立の立場から申しますと、これはもちろん尊重すべきものではあります。三権の独立というものが、それと同時に、三権の独立ということもまた考へなければならぬと思つて、われわれは判決はもろろん尊重するが、しかしながらまた、自由な立場において、また國民として、あるいは学者的にこれを批判し、あるいは研究するといふことは少しも差しつかえないと思つて、行政府はまた行政府の立場があるのでありますから、その立場においてこれを研究するといふことは、少しも差しつかえないと思つて、打つておるんだと、こういうふうに思つて考へる方はないではないかと思つて、あくまでも三権分立を尊重し、三権がお互いに尊重し合つて、国政の円滑な運営を希望するのであるけれども、それにはそれぞれの見解がある。いわんや自由な立場においていろいろの研究をするには少しも差しつかえない、かように考へるのであります。この調

査会というものは、そういう立場において最高裁の判決があるからして、もうその必要ないというふうな議論には耳をかすすべきものでないと、私は考へております。調査会のこれらの判例に対する立場より、政府の御所見を承りたいと思つております。

○政府委員(福田篤泰君) 調査会が設置された後におきまして、調査会がどういふ問題をどういふ角度から取り上げるか、これは今から私どもいろいろと具体的には申し上げかねるわけでありませう。ただ政府としては、対価の正当性については、最高裁の判決を尊重し、これに従うのは適當であると思つておるわけでありませう。なお先般御要望がありました旧地主制度の復活であるとか、あるいは土地取り上げというふうな誤解を招かないように御要望がございましたが、全く同感でございます。私どもはそういう時代錯誤的な考へを一切持つてはならぬといふこともつけ加えてお答えいたしたいと思います。

○小柳牧衛君 この問題は、先ほど来申し上げましたように、非常に広い視野に立つて十分調査会を議論を重ね、研究すべきものと思つております。従つて最高裁の判例のごときは、もちろん尊重すべきものであるけれども、また新しい立場においてこれを研究するといふことも、あるいは運営の途上においてあるかもしませんが、そういうふうなことにについては、あくまでも調査会の立場、性格を尊重していただきたいと思つております。

最後に、私はもう一点お尋ねいたしたいことは、この調査会の結論といふものは、なるべく早く出して、一日も早く非常に困つておる地主に對して適當な措置をとつていただきたいのであります。調査は十分急いでいただきたいと思つておるけれども、しかし、あくまでも調査会の答申を尊重するといふことにはしていただかなければならぬと思つておるわけでありませう。政府におきましても、すでにこの調査会を設置し、しかるべき法制をもつて権威あるものとして開始せられまする以上は、その答申をあくまでも尊重すべきものであるといふことは申すまでもありませんけれども、さつとこれに重大なることであるからお伺いいたします。また、結論は相當の研究、各方面の調査によつて出すのでありますけれども、相當時間もかかるかと思つて、一日も早く結論を出していただきたい。また、またものによつては、全般的の研究調査を待たなくともこれだけは切り離して、まあ何とぞ至急処置をしなければならぬといふような問題も出て来るかもしません。しかし、これはまあ調査会の運営の問題でありまして、今さらそれを想像して政府にどういふふうにしてくれといふことを言うのは無理かもしませんが、要するに調査会の答申を尊重するといふ立場に立つて、そうしてまた、もしも調査会がある一部分については急務を要するといふような答申があつた場合には、それも尊重していただきたい、全部の調査を一日も早く結了することは念願はいたしていただかないで、非常に各方面にわたつて広い研究もしなければならぬから、その簡単でないといふようなことも予想されますので、要はこの

調査会の答申を政府はあくまでも尊重していただきたいといふことを念願すると同時に、政府の確固たる御所信をここに承りたいと思つてございませう。

○政府委員(福田篤泰君) 調査会が設置せられまして審議の結果、どういふ答申が出るかは、もちろんわかりませうが、ある一定の答申をいただいた上は、これは国会の御承認を得まして法律に基づいた調査会でありませうので、政府は当然この答申は尊重し実行すべき義務があると考へておると思つておる。

○大谷實雄君 この農地被買収者問題調査会法案につきまして三、四の点をお尋ね申し上げたいと思つて、ただいま小柳委員からの質問に對しまして、福田長官からちよつとお答えがあつた問題であります。この法案提出されたことについて、非常に世間の一部の誤解を生んでおり、また衆議院の本会議、委員会等の論議に現われて疑問とせられております。この一つは、この法案の提出がわが国の農政の基本理念であるところの自作農維持に關する法制を廢止して自作農中心主義の理念を變更するのだ、あるいはたゞいま答申の中にもありましたように、旧地主制度の復活をはかるのではないかと考へておるのではないかと思つて、疑念であります。この法案は農地改革の成果を否定するのじゃないかと考へるような論議が現われておるのであります。この点は一つはつきりと政府のお考えをこの際鮮明にしたいので、かように思つておると思つておる。日本が民主主義の國家として出発することになりまし

て、あらゆる方面に民主化の方向をたどってきたのであります。その最大のものが農地改革でありました。すなわち、戦後の日本再建が、農業制度の根本をなすところの農地制度を根本的に改めなければならぬということが、この旧来の農地の所有あるいは分配、利用の關係を合理化する、そうして耕作する農民の手に余剰の蓄積の余地を与え、その蓄積された余剰を農業経営に再び投資するのだ、そうして農業の近代化と生産力の発展の道を開いて農村の民主化をはかろう、こういうことであつたのであります。そこで、自作農創設特別措置法、いわゆる農地改革が昭和二十一年の終りから実施をせられました。自來、今日までわが國の農業の発展に非常に寄与をいたしてきております。従つてこの改革は、日本の農政の上におきましても画期的なものである。従つてこの影響を受けた旧地主というものが全国で三百万人にも上ろう、その総面積が百九十四万町歩にも及んでおると、こういうふうなことではあります。こういう自作農創設特別措置法によりまして、いわゆるこの地主の不勞所得をなくし、不在地主であるとか、不適性耕作者の農地を強制買収して一大土地改革が断行せられたのでございます。以來農地法が自作農主義を根本に、農地に関する権利義務のあり方を規制する法規として運営せられて参つたのであります。そこで、こういうふうな未曾有の大革新をいたしました日本の農政が、しかも着々としてその成果を上げておられますときに、この自作農主義の根本理念が再び逆行するのだというふうな疑念を抱かせたり、また、そういう論議が

あるというふうなことは、これはもう私どもから言わせれば、全くナンセンスだと思つておられますが、しかし、この法案の提出の意図というものが自作農土地所有制度の維持を阻害する、あるいは弱体化されるのじゃないか、旧地主の復活をもくろむものである、あるいはまた、農地改革の成果を否定するのだというふうなことは、当然ながら、これはなほだしいものだとおもうのでありますけれども、しかし、もしこういう誤解があるとしますならば、これはススキの穂におびえておるのか、あるいは何らかのためにする意味においての曲解に基づいておる、誤解に基づいておるのではないか、こういうふうに感ずるのでございます。従いましてこの際政府といたされましては、そういうことではないのだということにつきましまして、はっきりと御真意のほどを御披露を願ふことが誤解、曲解を掃するゆえんである、かように思ひますがお答えを願ひます。

○政府委員(福田篤泰君) 御指摘の通り、適法に行なわれた農地改革というものが、農村経済の向上、またひいては国民経済全般から見ましても、戦後非常に大きな寄与をしたということ、政府は率直に認めておるわけでありまして、このような大きな効果を上げた農地改革について何か逆戻りするようなことを、政府が考えておるといふことは毛頭ございませぬ。御指摘の通り、あくまで適法の農地改革の効果はこれを認めて、さらに基本的に自作農創設その他につきましても、その方針は堅持すべきであるというふうな考えを持つておるわけでございます。

○大谷實雄君 次にお伺いをしたい問題は、この未曾有の農地改革に非常な重大な役割を持つて参りました旧地主の人々に対して、政府としてはどういうふうな考え方を持っておいでになるかということでありまして、こういう画期的な改革ができましたのであります。これは全く世界に見ることのできないような平和なうちに無血の革命が、改革ができて、そして成功をおさめたのであります。申すまでもなく、ソ連邦等におきましては、ロシア帝政の農奴制度があつた革命の悲惨な原動力となつたのであります。地主と小作の争議というものは、世界のいろいろなところで血みどろの跡を歴史に残しているのであります。わが國の場合におきましては、敗戦という非常な痛手を受けながら、しかもそれを乗り越えて民主的な國家を建設するといふ大義名分のもとに、平和のうちにこの改革が行なわれたということ、私どもは銘記をしなければならぬと思つておられます。民主化という大旗のもとにこの理想に向かつて国民は黙々と協力をしたのであります。たゆまざる勤勉、儉約、忍耐によつてたつと汗と油の結晶であり、きのうの野党の方の御質問の中にもありましたように、命から二番目に大切に持っていたものを、農地の解放に捧げて参つたのであります。こういう大きな協力の陰に、限らない苦しみ悩みがこもつておるといふことを、私も見のがしてはならぬと、かように思つておられます。粒々辛苦の田地畑をもぎ取られるというふうな形においてなされた人々もその苦しい、つらい中から協力をいたして参つたのであります。こう

いう協力のもとにこそなされたのでございまして、ともしますとそうした無言の、しかもそのうちには深い苦悶を醸しておる、その苦しみの中からの協力を抹殺するかのとき論議が往々にして行なわれる、まるで旧地主は搾取の権化であるとき言動すらも表われておるといふことは、これは國民としてほなはだ実は遺憾なことだと思つておられます。この一大改革について、旧地主の諸君が深い協力と貢献をしてきた、こういうことについて、何か政府としても遠慮をしておられるような気持を感ずるのであります。が、そういう点について、政府としてはどういふふうな一体お考えをお持ちか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(福田篤泰君) 大きな効果をおさめた農地改革の陰には、旧地主の方々の非常な犠牲、あるいは協力というものがあつたことは、御指摘の通りでございます。一部の行き過ぎた昔の地主の方々の極端な例から見ても、ただ地主の方々を、いわばその犠牲なり、あるいはその協力を否定するような言辭は、これは当然慎まなければならぬと思つておられます。この大きな効果を上げた大改革に対する地主の方々のお立場に対しては、政府としましては十分尊敬し、また、御同情すべき点が多々あるだろうと考へておる次第であります。

○大谷實雄君 そこで、先ほどもお尋ねがあつたのでありますが、また提案理由の中にも、この問題が非常な大きな社会的改革であつたために、従来の社会的、経済的基盤が大幅に変更された。従つて農地被買収者につきましても、いろいろな社会問題が起つておる、こういうことが御提案の中しるされておるのでございまして、このきわめて広範な、また深刻な問題が私どもにも実は報告をされておるのであります。一朝にして経済的なよりどころを失つてしまつて社会的な転落に陥つておる、あるいは一家離散したり、あるいは突然の改革の衝撃によつてあるいは自殺をしたり、憤死をしたり、発狂をしたり、一家心中というふうな、目をおおるような悲惨事が続出をいたしましたことも、世間周知の事実でございます。先般北海道に参つてみまするといふと、北海道は御承知のごとく、全國の人々が非常な苦心慘たんをしてその開発に当たり、開拓に当たつたのであります。その開拓をいたしました過程におきまして、むすこさんが庇召を受けて出征をしまして、従つてこの農地の守ができなかつた、抑留されておつていつ歸つてこれるかかわからぬという際にこの農地改革が起つた。従つて不在地主であるというふうなことで農地が取られてしまつていふようなこと、非常に深い悩みを訴えられたこともございまして、こういうふうな多数の人々がこの犠牲となつて貧困と逆境に沈淪をしておられる。そういう点について、広く社会問題として調査をされるということは、これは社会正義の上からもまことに喜びとするものであると考へておられます。願ひます。この社会問題として、広範に一つ御調査が調査会において願ひたいのであります。先月の毎日新聞によりまするといふと、滋賀県の草津の観音寺というお寺がございまして、そこには重要な文化財であるところの寺宝がある、ところが農地改革によつて寺田がなく

なつてしまった。従つて、寺門の経営が困難であるため、重要文化財である寺宝も手放さざるを得ないというよりなこと、手放してプロカーの手に渡さざるを得ないということになつたのであります。やはり相次いで奈良等におきましても、次から次へそういう重要文化財がプロカーの手に渡る、こういうようなことでもございまして、これは単に重要文化財の問題ばかりではなく、信仰の対象でありますところの全国の神社仏閣等におきましては、神様にささげられた、いわゆる神饌田、あるいは仏様に供えをいたしたした仏供田も失つておる。従つて、そのためにそれが全部と申しませんけれども、今日全国の神社、仏閣というものが、この力が非常に弱まつておる。その機能を十分果たすことができないという事は、これはどこに行つても聞かされることでもございまして。道義類廃の一つの原因としても、これは見のがすことのできない農地改革によるこの社会的大きな影響だ、広くそういふような点につきましても、社会問題として、今度できます調査会においては御検討になるような御意図あるかどうか、伺つておきたいと思ひます。

○大谷實雄君 ところで、調査会が発足するにつぎましてのこの調査会の費用であります。この予算措置がわずかに一千万円、こういうことでもございまして、これは一体いかなる規模でどの範囲の御調査が行なわれるのであるか、百七十万こに上つておると言われております。被買収者、農林省におきまして、先年一部は調査されたといふことでもありますけれども、そのほとんどどの大部分が、それらの点については未調査だ、わずかに一千万円の予算をもつて、はたしてできるのかどうか。また万が一その費用が足らぬような場合には、どういふような考えをもつて対処しようと思はれておるのか、伺つておきたいと思ひます。

○大谷實雄君 ところで、この法案は時限立法でありまして、二年という期間になつておるわけでありまして、これは、二年たつて答申を求められるのか。あるいは、これらの問題は、せつかく政府が乗り出される以上は、なるべく徹底的な御調査と、しかもまあ二年というようないやうなことをなすに、なるべく早い機会に、早くその調査の完了を要請をしていただくということが妥当ではないかというふうに思ひますが、その点はどうお考えでありますか。

○大谷實雄君 次にお尋ねしたい問題は、農地の転用の問題でございます。農地法の精神から申しまして、わが國の狭いこの農耕地において効果のある農業生産をする、こういうことであることは当然であります。最近のわが國経済の伸展に伴ひまして、また人口膨張の点から考えましても、土地の需要度が非常に旺盛である、こういうようなことから、せつかくこの改革によつて取得をいたしました農地を転売をするという傾向が激化をいたしておるに思ひます。すなわち、この農地自体として売るといふのは比較的少ないのであります。けれども、農地外の用途に供しますところの転用が非常に多い。これはある程度の規制を加える必要があるのではないかと、かように考えられるのであります。特に、大都市の周辺は、農地が食いつぶされる傾向がまあ日ごと

に多くなつて参つておられて、こういうような、耕作外の目的に転用される農地が年々約一万五千町歩にも達するといふような現状であるのでございまして、そういう点について、政府としてはどうお考えになりますか。その点を伺つておきたいと思ひます。

○説明員(庄野五一郎君) 農地の転用の件につきましては、農林省からお答えいたしましたと思ひます。農地が農地外の用途に転用されていく、こういう場合は、現行農地法におきましては四條と五條でこれを許可制にいたしております。で、四條は、地主さんが自分の用途に、農業外に使う、こういう場合は四條の許可でございますし、五條の方は、第三者が農地を取得いたしました、宅地にするとか、あるいは工場敷地にするとか、そういう場合は農地の転用の場合でございます。いずれも五千坪未満は農地法、それから五千坪をこす面積につきましては、農林大臣がその転用の許可不許可を決定する、こういうことに相なつております。それで、農業の面から見ますと、農地が他用途に転用されていくという点につきましては、ひいては農業生産が弱体化する、あるいは個々の農家におきましては、経営規模が減少してくる、そういうことでも、好ましくなない状態ではないかとわれわれは考へる次第でございますが、国民経済の発展に伴ひまして、工業あるいは人口増に伴ひて宅地あるいは工業の敷地ということに土地が使われていく、こういうのはやむを得ない現象じゃないかと、考へておられます。で、それにつきましても、この転用につきましても、われわれは国土の総合的な、あるいは合理的な利用、そういう見地からこれを考へなくちゃならぬ、こういうふうな考へ方を持つておるわけでもございまして、昨年も農地の転用許可につきましても、許可不許可を決定する基準というものを、従来不明確な点もございましたので、そういう点を明確化しまして、新しい基準でそれとして許可基準を決定して、それによつてまあ許可不許可を決する次第でもございまして、農地を大分分けまして、都市周辺の農地で、都市の自然的膨張その他から、将来まあ農地の他用途への転用のやむを得ないような地帯、それから純農村地帯で、これはやはり農地として生産力が高い、あるいは農家経営の面からも農地として保全すべきような有用な生産力の高い農地を持つた地帯の農地、そういうものはできるだけ保全したい。しかも農地をつぶす場合におきましても、いろいろ国民経済の面から見て、これが計画的に転用されていくというものが好ましいのじゃないか。たとえば都市計画によりまして、都市が住宅地域あるいは工場地域あるいは商業地域と、こういうふうな地域区分をいたします場合に、農林省と建設省その他がよく事前に打ち合わせまして、この地帯は農村地帯として、あるいは農耕地帯として保存するか、都市周辺に近接したあるいは生産力の低い分散した農地、そういうところは、これは将来宅地化を予定してそこからつぶして行く、こういうふうな考へ方で、無計画的に農地がつぶされる、そういう点は重々押えなげやうな転用される目的の面から、やはり農

業も産業の重要な一環でございます。で、転用される場合における転用目的が、国民経済上重要なものであるものからできるだけ転用を許可していく。不急不要のような産業用途というものはできるだけ押える、こういつたような考え方を、ただいま転用いたしております。御承知のように、転用面積も逐年ふえておまして、現在、三十四年度はまだ集計いたしておりましたが、許可によって転用いたしましたもの等は、三十三年度でも一万三千町歩で、まあその他災害等を含めると一万五千町歩程度になります。農地法による許可の対象になりましたものは約一万三千町歩、その程度になっております。

○大谷實雄君 今農林省から御説明がございましたが、せっかく農地改革をいたしました、そうしてその陰には全園幾百万ものために犠牲となった人がおる。このことによつて農業生産力を高める。こういうことで一大改革が行なわれたのでございます。今お話しのように、不急不要の転用ということについては、これは政府全体として十分一総合的な対策をお立てを願わなければならぬ。と申しましたも、今あなたからお話がありましたように、国土の総合開発という、土地の合理化の点からはこれまで高度に利用しなければならぬ。それからまた、政府といたしましては、それらの点を総合的な一立場に立って、むちゃくちゃな転用をなされぬように十分の御監視をいただきたいと思っております。そこで、そういうように転用をされて、土地、農地等非常に高く売られている。解放当時は農地は申す

までもなく反当たり最低三百八円、最高が九百九十四円で買取をされておるのでありますけれども、一昨年、これは自民党の農地調査会が七十三カ町村の全国抽出調査をいたして見ましたところ、これはむろん不十分の調査でありましたけれども、反当たり平均七十五万円、最高三百万円というところの調査の結果も実は出ておるのであります。こういうことが旧地主諸君の心理的に釈然たらざるものがあるような気がいたします。また、これは社会秩序の上から申しても非常な不公平な感を持たれるのであります。耕作権を持つておらなかつたために、平均反当たり六百四円というところで強制買取された被買取者がいる一方、強制買取で得た農地が数千倍にもなつて転売されておるといふふうなことは、これは農地法の精神ではないと思つておられますが、従つて、まあこういうふうな点について、一つこの転売等については目的税をかけたらどうかというふうな議論も一部にはあるわけでありまして、そういう点についてどうお考えになりますか。

○政府委員(福田篤泰君) 元農地であるものが農地でないが、宅地で転売される、あるいは手離すときにも、その後の地価の暴騰で非常に高い値段で売られる、いろいろ御指摘のような多くの問題が出ておることは事実であると思つておられます。ただ、それによつて特別の目的税を設ける考えがあるかどうかという点につきましては、現在政府の方では、こういう転売につきましては不動産の譲渡取得税、あるいは固定資産再評価税で今の地主に税金をかけるおられます。特にこのことによつて目的税を新たに設けることは適當ではないのじゃないかという意見が現在のところ有力でございます。

○大谷實雄君 最後に、先ほど小柳委員からも対価の問題につきましてちよつと御質問があつたのであります。土地の強制買取価格は、実際に買取したときの時価とするということが定説であるにもかかわらず、農地の買取は実際の買取時期よりも一年間も前にさかのほつた昭和二十年の十一月現在の価格をもつて一方的に交付された。これは法律不遡及の原則に反するのじゃないか、あるいはまた、買取価格の算出にあつて、正しい計数の上に立っていないかつたのじゃないかというふうな疑問を持つておられます。これは相違ないと思つておられます。一つはつきりした政府の御所信をこの際何つておきたいと思つておられます。

十一月決定の米価ということで計算いたしております。その後インフレ等の高進によりまして米価は引き上げられておられますけれども、これは自作収益価格という建前から、米価で生産費がまかなえるというのを前提に米価がきめられておるわけでありまして、結局生産費が上がつたので米価が改訂された、こういうことに相なるわけでありまして、その後インフレの増進によりまして、米価は引き上げられておられますけれども、地主から買いました農地価格というものは、二十年の米価で算定してありまして、その後のインフレというものは、これは米価は上がりましたけれども、生産費が上がつたというために米価が上げられておるわけでありまして、当時生産に直結いたしておりません地主さんの価格というものは関係がない、こういうふうになつておられるわけでありまして。

○説明員(庄野五一郎君) 農地改革当時の農地の買取対価につきましては、御承知のように自作収益価格、こういう計算方法で算定いたしております。で、自作収益価格と申しますのは、耕作農民が耕作して、それによつて引き合ひ価格、こういうことに相なるわけでございます。なおそれ地主採算価格として多少の加算をいたして買取し、こういう次第でございますが、その自作収益価格の算定につきましては、当時の米価、昭和二十年の十一月二十三日現在で大体買取価格の米価を算定いたしておりますが、なお、二十年の米価につきましては、その後インフレの増進とともに米価の改訂が行なわれておりますので、二十年の産米の

○大谷實雄君 この法案は非常に不幸な法案でございます。三十一国会に衆議院を通過をいたして参つたのであります。参議院では審議をすることのできなかつたのでありますが、ようやく参議院におきましても審議をする機会となつたのでございます。この調査会が発足をいたしました場合に、この調査会、政府といたしましては、この調査会の答申が出ました場合には、極力その結論につきましては、尊重をいたしてこれを実行をする用意があるかどうかということをお願いいたします。

つきましては尊重すべきものであると考えております。

○委員長(中野文門君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。

○下條康彦君 私、ただいま問題になつております農地買取問題調査会設置法案につきまして、二、三お尋ね申し上げて、設置の目的、実施の計画等について趣旨を明らかにしておきたいと思つておられます。

農地改革が一大社会変革でありまして、これが日本の農業生産の上に貢献のあつたことは認めるのであります。が、同時に、社会的な大きな変動をもたらしたということ、事実としていふまでもなく、この農地改革は終戦前から計画せられておつたいわゆる自作農創設政策の延長であると私は思つておられます。ただ、その実施が、農地改革の力によつて実現が可能になつたといふことも、これまた否定できない事実であると思つておられます。従いまして、占領下において政治、経済、社会各面の非常な激動のさなかにおいて、土地所有権の問題等も考慮が十分に払われなかつた形跡があるように思つておられます。従つて、権力指導によつて有無を言はず強制買取された者にとりましては、かなり大きな衝撃があつたのであります。すなわち、その農地関係法規の中にかなり無理があつたように思つておられますが、またそれを実施する際にまた行き過ぎがあつたようにも思つておられます。



れば、これに対して適当な施策を講ずる、こういうことが、いわゆる第二条の「社会的な問題を調査審議する。」と云ういう事項であると思ひますが、政府の御所見を伺います。

○政府委員(福田篤泰君) 調査会の調査の対象は、御指摘の通り農地改革自体ではなくして、農地改革を行なつた結果、副次的にまた派生的に生じたいろいろな現象をとらえて、いわば農地改革自体は大きな効果は上げたにしましても、今御質問の通り、非常に激しい変化がありまして、多くの問題を発生した、この問題を調査いたしたいと考へているわけでありまして、

○下條康慶君 そういたしますと、今私あげましたのはきわめて少ない例でございます。お調べになれば、相当いろいろな問題が出てくると思ひますから、十分に御調査を願ひたいと思ひます。

そこで、この調査研究の中心は、何と申しましても実態調査にあると考へます。実態調査が正確に出ませんでは、正確な施策ができないわけでありまして。そこで何つておられますかと、昭和三十年に臨時農業基本調査を農林省で御計画になりまして、全国の農業に従事している旧地主七十万戸についてお調べになった、今度は残りの百万戸についてお調べになるということでありまして、そのお調べになる戸数がわずかに一万五千戸では、実はあまりにも少ないのじゃないかというふうに考へるのであります。と申しましますのは、今の農業基本調査の場合には、七十万戸で調査対象は九万三千戸になつております。約八分の一の抽出になつておりますが、今度のは百万戸と

いたしますとわずかに一パーセント半、非常に少ない戸数であつて、これは十分に調査の目的が達せられないのじゃないかという心配があるのでございまして。それで御承知のように、もちろんたとへば八分の一ぐらいの調査の対象を探すと云うことはけっこうであります。三パーセントを掛け合わせれば十三万戸ぐらいになる、これは非常に多い数であります。もちろん統計調査の場合において、母集団、もとの数字が小さい場合には、必ずしも調査対象は比例的に多くしなくてもいい、むしろ反比例的に少しでもいいという原則がありますから、それによつて見ますと、百万戸に對しては、あるいは相当な、一万五千でない何倍かを出すのが適當ではないかというよりな感じは持たますが、この点についてお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(福田篤泰君) もちろん、調査の対象をなるべく広くし、また予算もなるべく多額に豊富な資金をもつてやるべきことは理想でございますが、目下のところ与えられた一千万という予算の範囲で、できるだけ効果を上げたいと考へております。

○下條康慶君 予算がきまつておりますから、その範囲で御実行になるということもやむを得ないかと思ひます。ただし調査をいよいよ開始されまして、調査の結果実態調査についていろいろ御研究になると思ひますが、

そのいり場合に、もし一万五千では適當でない、もう少しふやす必要があるという事であれば、これはまたお考へをいたしたいと思ひます。この点をお願ひしておきます。

それから調査の方法であります。調査の方法は中央調査社、今お話がありました世論調査をするところでありまして、その中央調査社を通じて、地方の調査網を利用して御調査になるというふうに考へるのです。私に於いて、別に非常な異議があるわけでもないのではありませんが、しかし私考へますのに、総理府には統計局がある。それで、統計局は国の行政機関または地方公共団体の委託を受けて調査ができるという規定があります。中央調査社もけっこうだろつと思ひます。統計局という国の調査機関がありますから、これを通じてお調べになります。そして地方の調査網であります。調査網がだいたいどの世論調査とは、調査の内容形態も違ひますので、やはり何と申しましても、私は市町村の農業委員会の手を通じなければこれはうまくいかないのではないかと云うふうに考へます。それでこの調査

会法案の第七条にはさういふ関係規定がございまして、第七条「調査会は、その所掌事務を遂行するため必要であると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。」といふことがありますから、私は総理府から農林省に協力を求められて農業委員会を活用するといふことが適當ではないか、さういふふうに考へます。これに對する政府の御所見を伺ひます。

○政府委員(大島寛一君) お答えいたします。調査の方法としましては、先ほど総務長官からお答えになりましたよりの考え方であるところをお尋ねの総

ごいしますが、ただいまお尋ねの総

理府の統計局等、その他の機関を使つてはどうかという御趣旨の御質問と拝察いたします。その点につきましては、政府のいろいろ調査統計等の機関もございしますが、それぞれ通常の調査あるいは統計をする任務を持つておる次第でもございしますので、私どもとしましては、この調査会のために必要な調査につきましては、先ほど総務長官からお答え申し上げたような方法で考へますことが、この調査の性質が臨時的なものであるという点から見ても、最も適當であらうかと存じておる次第でございまして。しかしながら、その他の他の機関等の調査等におきまして、調査会の目的を達しますために活用し得るものがありますならば、これは調査会がいかなる方法でやるかお考へになることではございするけれども、それらのもも活用される余地があるか、このように考へておる次第であります。

なおまた法案の第七条につきまして、これに關連してのお尋ねでございしますが、所掌事務を遂行するため必要であると認めますときは、関係行政機関の長に對して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるというところに相なつておりますので、調査会が充足いたしまして、調査会として必要があるとお考へになりますときには、この条文によりまして関係行政機関の長に對しまして、さういふ今述べましたような協力を求める道も開かれておる次第でございまして。

○下條康慶君 固執するわけじゃございせんけれども、私は政府の調査は、政府部内に適當な委託を受ける機

関がありまして限りにおきましては、できるだけ政府の機関を動かして、しかも農業関係の問題であるために、農業委員会等の専門の関係方面を利用するといふことが適當であると思ひます。この点はなお御研究を願つておきたいと思ひます。

それから最後に、実は農地改革が実施されてから十一年がたつておりました、今ごろ調査会、まことにおそきに失するよりに考へます。実は三十一年に、春でございしたか、私地方に旅行しておりましたところが、アメリカ大使館から電話がありまして、至急会つてもらいたい人があるから帰つてくれといふので私が会つた人が、これはペンシルバニア州のスワオースモア大学の経済学部の教授のウエザー・フォードという方でございしますが、皇太子殿下の英語の先生、ミス・ローズという方のお宅で約二時間お会いしました。世界の農地改革について話し合つた。世界の農地改革を調べた方でありまして。さうして特に日本に、フォード・ファウンデーション、フォード財団から派遣されて、日本の農地改革について調べに来た方でありまして、もちろん農林省については調査したが、しかし民間の声を聞きたいといふので、私が面会を求められて話しましたら、実に驚かれました。それでモースト・シビア、実に驚異であるといふことを言われたのであります。その翌年世界銀行でも日本の農地改革と、その後の影響というテーマが調査の問題になりまして、私のところへ世界銀行から問い合わせがありまして、私資料を送つたことがあります。アメリカでもかなりこれが問題になつておるのに、

○下條康慶君 固執するわけじゃございせんけれども、私は政府の調査は、政府部内に適當な委託を受ける機

関がありまして限りにおきましては、できるだけ政府の機関を動かして、しかも農業関係の問題であるために、農業委員会等の専門の関係方面を利用するといふことが適當であると思ひます。この点はなお御研究を願つておきたいと思ひます。

今ごろようやく問題になるといふことは、実におそきに失していると考えますが、しかし、今からでもおそくない、先ほど来お答えがありました、二年の期間は十分にこれを御利用になりまして、これ以上延ばさない、よく委員会の調査は延びる例があります。絶対に二年は延びない。この配慮でぜひやっていたら、かように考えます。そうしてなおこの調査の結果が具現するのを考えてみますと、かりに今月この法案が成立いたしました、二年だと三十七年の五月でない、調査の結果が出てこない。それから予算措置あるいは法律というよりな手続になりますと、それが三十八年度になります。これではいかにも長過ぎるので、先ほど御意見がありました、調査はでき次第これを具体化するということとをぜひやっていたら、そうしませんと、あまりに長くなりまして、実はずいぶんこの関係者が老齢であるために逐次なくなつておられます。ついでこの間も富山県の根尾長次郎君は、この問題は非常に心配しておられた方でございますが、病床から私に手紙をよこしまして、一つぜひ骨を折つてもらいたいといふことがありまして、死の直前に遺言的に書いてくれました手紙があります、間もなく八十歳でなくなりまして、そういう方が非常に多い。早くこれを一つ具体的に実施するといふことが絶対に必要だと思つております。

それで、いろいろ調査の結果につきましてお考えになる点があります、とにかく百七十万戸、これをかりに五人世帯とすれば、一千万人近い大きな社会階層の問題であります。こういう問題をそのまま放置はできないことは、これはもはや疑いなく、どうぞ政治的見解に立ち、ぜひとも適切な施策を講ぜられることをお願いして、一応この点に對する政府の御所見を伺つて私の質問を終わります。

○政府委員(福田篤泰君) 国民生活の安定という観点からも、御指摘の点は重大なことでありますので、御答申をいただいた場合には、先ほど来申し上げます通り、政府はこれを尊重いたしまして、これに對して御趣旨に沿つていろいろな処置を講ずる決意でございます。

○委員長(中野文門君) 他に御発言もなければ、本案に對する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(中野文門君) 次に、特別職の職員(中野文門君) 次に、特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

三案につきましては、いずれも提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。政府側出席の方々は、益谷國務大臣、福田總理府総務長官、増子内閣總理大臣官房公務員制度調査室長、佐藤總理府総務副長官、小幡防衛政務次官、山本防衛庁人事局長、ただいまのところ以上の方々であります。

御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○辻政信君 人事院の給与局長来ておられますか。

○委員長(中野文門君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起し、五月十日に御存じのよう、二公社五現業の十三の組合の勞使に對しまして仲裁裁定が提示された、このことにつきまして二つほど伺いたいわけですが、一つは仲裁裁定の必要な財源は百五十億ほどである、こゝろに存じておりますが、この実施にあつては、予算の移流用あるいは節約、こゝろに存じておりますが、大蔵省の方から新聞に出ておりますし、また大蔵大臣もさういふような談話を出しておりますが、この実施にあつては、さういふような方向で実施されるものか、こゝろに存じてよろしゅうございませうか、その点について伺いたいわけでございます。

○國務大臣(益谷秀次君) 五現業三公社のことは私の所管じゃございませぬから、國務大臣として知つてはいる範圍内でお答えいたします。実は私は昨日見たのです。それでおそらくは明日の閣議にかかると存じます。聞くとこゝろによりますと、経費の移流用その他でまかないのつくものは、さういふ精神をきくう聞いたのであります。詳細は存じませぬ。明日の閣議で決定することと考えております。

○鶴岡哲夫君 もう一つは、この中労委の藤林会長が新聞で発表いたしましたお慰めは、この春の春闘の相場を考慮して加えたものだ、こゝろに存じて発表いたしました。このことについて御承知でありますか何伺いたいと思つておられますか、その点は承知いたしております。

○國務大臣(益谷秀次君) その点は承知いたしております。今二点を確かめておきまして、國家公務員の給与につきまして伺いたいわけですが、今政府が実施しようとしておりますところの給与の政策は、御承知のよう、人事院が昨年の七月の十六日に報告をいたしましたものに基つて実施をいたさう、こゝろに存じておられますか、この点について三つほど伺いたいと思つておられますか。

一つは、この報告は昨年の三月末の調査に基つて報告をいたしましたのであります。すなわち昨年の三月末に民間と比べて、國家公務員は五・七%低いところから報告をいたしましたのであります。人事院はこの点について、この報告は調査をいたしました昨年の四月一日から実施すべきものである、こゝろに存じてこの内閣委員会におきまして、また參議院の本会議におきまして、明確にその意思の表明をいたしておるわけでありませぬ。にもかかわらず、一年たつたこの四月一日から実施しよう、この点について給与担当大臣が、公務員の給与についてできるだけ努力をしたいという御意思もたびたび伺つておるわけでありませぬ、あるいはまた人事院の報告を受けて立つ、さういふ建前に立つておるといふ点も承つておるわけでありませぬ、人事院が昨年の四月から実施すべきであるといふに、この国会で明確に意思を表明して、この点について一年後おかれて実施するといふことについて、どういふふうに考えておられるか、この点を伺いたい。

○國務大臣(益谷秀次君) 人事院の報告は、なるべくすみやかにという報告だと思つております。昨年の三月終りのデータによつて報告があつたのでありますから、でき得れば四月一日から実施するの、すなおに受けて立つといふ建前から当然であります。であります、御承知の通り、昨年は全國にわたる大災害がありまして、その他資金の調達が困難だといふので、本年四月一日から実施していくことに相なつておるわけでありませぬ。私はこの点については非常に遺憾だと思つておられます。人事院の總裁もさういふ答弁をいたして、私も同様に遺憾だと思つておられます。現在の政府の給与の問題については、人事院の報告を待つて処置するといふ建前になっております。従つて閣議その他の決定によつて政府は資金のやりくりがつけば、明日からでもむろん給与の改訂はできるのでありますから、いたさなければならぬと思つておられます。しかしまだ閣議等にその話はいたしておられません。従つて私は資金の上から、財政の上から非常に困難だと思つておられますが、五現業等の仲裁裁定等もあつたのでありますから、大いに努力をいたしたいと思つておられます。

○鶴岡哲夫君 昨年の四月一日から実施すべきである。これは人事院がはっきり答弁をいたして、こゝろに存じておられます、また理屈上から申しまして、昨年の四月一日にさういふふうには伊勢湾台風の問題等があつたといふような御答弁でございますが、これ

はその前の年もそうなのであります。その前の年もそうなのであります。これは御承知の通りに、昭和二十八年以降全部です。そういうふうな一年ずつおくりかへしてきておられること、特に昨年の伊勢湾台風という事で御答弁いただきました。過去の何回かの政府の給与政策の現われでありますので、私といたしましては、この点については納得がいかなないというように思うのであります。なお、今大臣の御答弁の中に、二公社五現業にも仲裁が出ています。従って自分としてもこれに関連をして、できるだけの努力をいたしたいというふうな御答弁でございます。したが、これは明日の閣議においてそういうふうな努力をいたしたい、こういう意味でございますか。

○国務大臣(益谷秀次君) 私の推定であります。おそらくは藤林仲裁案が明日閣議にかかると思っております。従ってそれに関連して私は努力いたしたいと思っております。明日閣議にかかれば、延びるものと御承知を願います。

○鶴岡哲夫君 明日かかるといいたしますれば、国務大臣として御努力をいたしてください。御努力をいたしてください。この仲裁案の実施と並行して努力をしたい、給与改訂に努力したい、こういう意味でございますか。

○国務大臣(益谷秀次君) 仲裁案定があるから、それを機会として、関連して努力いたしたいと思っております。

○鶴岡哲夫君 ちよっとくどいようでございますが、国務大臣も御承知の通りに、公務員の給与が、三公社五現業なり、あるいは民間等から比べて非常に低いということについては、お認めの通りであります。今回二公社五現業が仲裁案を実施するその際に、担当大臣が御努力いたしてください。今政府が出しておられる給与法案にプラスして御努力をなさる、こういう意味でございますか。

に低いということについては、お認めの通りであります。今回二公社五現業が仲裁案を実施するその際に、担当大臣が御努力いたしてください。今政府が出しておられる給与法案にプラスして御努力をなさる、こういう意味でございますか。

○委員(中野文門君) 申し上げますが、ただいま滝本人事院給与局長、前田大蔵政務次官、船後大蔵省主計局長、手課長が出席いたしました。

○国務大臣(益谷秀次君) たいだいま御審議を願っております。一般職の給与、これで満足するならば、明日閣議に私は発言することはないのです。給与担当の責任者として、率直に、従来とも民間給与との格差は認め、また同じ公務員のうちでも格差があることを認めておるのであります。その建前からたたいだいま御答弁申し上げておる次第であります。

○辻政信君 人事院の給与問題につきまして、今滝本給与局長がお見えになりました。私に質問は事前に連絡をしておきましたから、ごく簡単に一点だけお伺いいたします。実は浅井人事院総裁に聞きたいところでございまして、局長からかわつて答弁をされ、局長で答えられないときは、浅井総裁にすみやかに報告されて、その結論をお出しになるように。

まず、開いていただきたい別表があります。それは人事院細則の「初任給昇格・昇給等の実施細則」、別表第六、経験年数の換算表というのがあります。御承知の通り、その表の中に、公務員で戦争中兵隊にとられて長い期間戦地であつて、帰つてきて復職した者、それに対する経験年数を換算をするという事務的な表であります。これは簡単な表でありまして、該当者にとりましては非常に重要な表であります。そのうち私がまことに不思議に思ふことは、国家の公務員、地方公務員、公共企業体職員、政府関係機関職員、ほか外国政府職員として在職した期間に對しましては、職務の種類が類似しておるものに対しては十割以下の換算率をもつておる。その他のものは八割以下になっておる。今度は、民間団体に途中勤務した者が再び公務員になつた場合の換算率は、直接の関係がありと認められる職務については十割以下、ほとんどそのまま認めておる。関係の少ないものでも八割以下を換算して、その昇給の資格に繰り入れておられます。しかも、兵隊だけは、兵役期間、引き続き海外に抑留された期間を含めて、直接関係があると認められるものは十割以下、その他のものは二割五分以下となつておる。自分の意思で地方の企業体に入つていった者の換算率を八割、最悪の場合に八割を認めておきながら、自分の意思によらずして、国家の命令で数年間戦地で苦勞して帰つた、病氣をして帰つた、そうして就職がおくれた者を二割五分以下というように差別待遇して給与が実施されておることは、一体いかなる理由によるのか。多数の公務員の中で、泣いておる者が数万人おるはずであります。それについて給与局長お答え願いたい。

○政府委員(滝本忠男君) たいだいまお話を先ほど承つたのでございまして、別表第十六に、「経験年数換算表」というものがあつてございまして、たいだいま御指摘になつた通りでございます。この経験年数換算表というものがどういふ観点からできておるかとお申しますと、その従来経験が、今後つくであろう公務にどれだけ役に立つかという観点から原則的にはできておるわけでございまして、そのことはわれわれよく承知いたしております。ただ、兵役関係につきましては、これは御承知の通りに、現在は兵役というものがございませんで、終戦時であつたわけでございますが、従いまして兵役のところにつきましては、これは終戦後おおむね二、三年ないしは四、五年間の問題であつたろうというふうに私は解釈いたしておるのであります。この点は、人事院が給与を担当いたします以前に、政府におきまして新給与実施本部時代におやりになつておりましたことをそのまま継承してここに書いておる。従いまして、この表は、端的には現在ありまううちに役に立つという表ではないのではなからうかというふうに思ひます。しかし、御指摘の通りに、過去においてこの表の適用を受けた者がおるではないかというお話は、これは十分わかるのであります。その経験年数換算表の二割五分以下というところに備考がついておりまして、「部内の他の職員との均衡を著しく失つる場合はこの限りでない」という備考がついておるのでございまして、必要がありまする場合には、この備考を援用いたしまして、この二割五分以上にきめるといふことは、もちろんあり得たわけでございます。一番問題にならうと思ひますのは、在職途上におきまして、入営あるいは応召というふうなことがあつた場合に、九十日以内の復職につきましても、所屬長がやむを得ない事情があると思はれる場合には通算してよろしいということが、かつて新給与実施本部時代にあつたのでございまして、この九十日という期間も、これはあまりに固一のごさいませるので、われわれの方といたしましては、個々の事情に即しまして、この九十日というのには必ずしもこだわらずにこれは考へたい。従いまして、たいだいま御指摘になりました問題は、主として今後起きる問題ではないので、すでに従来起きておる問題であらうかというふうに思ひます。われわれといたしましては、過去におきままするそういう問題につきましては、個々の事実に応じてこれを考慮するように今後考へたい、このように考へておる次第であります。



の終戦後の混乱時に病氣をして、職場の人も顔を知らなければ、役所も知らない。半年たつて復職できればいい方です。あるいは一年、二年たつて復職できればいい方です。あなたは今、二割五分と書いておるが、場合によって適用で手かげんするとおっしゃったが、私の調査した資料には、手かげんされた者はほとんどない。陳情書が来ておられます。ごらん願いたい。黙って泣きながらがまんしておる状態である。しかも、こういう不幸な人が、兵隊にとられたがために、数多い公務員の中で数方を数えておる。明らかに不合理であります。なぜ今までこの不合理に気がつかなかったか。これを責めるものじゃございません。責めるものじゃないが、不合理だとわかつたならば、至急これを改めて、平等に取り扱ってもらいたい。あなたは局長ですから、今ここで即答は求めません。益谷給与担当の副総理もおられますから、この不合理は一日も早く是正なさるよう、私の希望を述べて、その結論は、この次の委員会に人事院総裁が出られるときにお求めたいと思っております。

○鶴岡哲夫君 先ほど給与担当大臣が御答弁いただきました点について、後ほどもう一ぺん念を入れて御質問申し上げます。その前に御質問いたしますことは、冒頭に私担当大臣に御確認をいただきましたように、二公社五現業については、この四月の春闘相場を考慮いたしまして、仲裁裁定が出ておるわけでありまして、それに対して、今政府が実施しようとしたしております給与法案は、御承知のように昨年の三月末の調査であります。従いまして昨年四月の春闘の相場は入っていないわけでありまして。昨年の三月の調査でありますから入りようがない。入っておりますれば、それは一昨年の、三十三年の四月の春闘の相場が入っておりますわけです。すなわち二年前の春闘の相場がこの四月に実行される、こういうことである。建前もいろいろありまして、けれども、むちゃくちゃな給与政策だと思っております。こういうものを担当大臣、非常な不合理をお感じにならないのかどうか伺いたいと思っております。公務員が低いとかいう問題以上に、私は深刻な問題だと、こういうふうに思っております。

○国務大臣(益谷秀次君) 実施の時期につきましては、先ほど申しました通り私も遺憾だと思っております。本年の四月一日から実行するよりは、むしろさかのぼって実行すべきが建前だと思っております。この点は人事院の総裁も、今回あらゆる委員会等に言われておるので、私直接聞いて承知いたしております。本年は人事院はどこを基準として勧告されるか承知いたしません。私は今後この二月ですか、三月ですか、ようやく給与担当の大臣を引き受けたので、給与担当の責任者として、今後の人事院の勧告には、すなおにそれを尊重して参らうということ、だいたい申し上げておる通りであります。従来はあまりりそりした給与のことよく承知しておらなかった。最近はおかげさまで幾らか勉強してもらったので人事院の勧告はすなおに実行いたしたいと思っております。

○鶴岡哲夫君 若干前後いたしましたけれども、今担当大臣がおっしゃいました、人事院の勧告をすなおに実施をした、さらにはまた、新聞等の報道によりますと、人事院の勧告は早期に実施したい、こういうふうに入担当大臣お話しになっておられるようでありまして、これは今後の、これから出る勧告についてそういうお気持ちだろと思っております。そこで伺いたしたのであります。人事院といたしましては、この八月に勧告を出すに違いないというふうな思っております。御承知の通りこの月の春闘は千五百円から二千円という相場であります。またこの春闘の一番大きな特色は、中小企業とこのろが大企業に伍して上がっておりますという点が特色でありますので、どうして勧告するに違いないというふうな思っておりますが、その勧告が出た場合に早期に実施するということは、臨時国会が開かれるならば、その場合に取り上げて実施をしたい、こういうふうなお考えでありますか、伺いたいと思っております。

○国務大臣(益谷秀次君) 言い逃れではございませんが、その年の財源等もにらみ合せていかなければならぬと思っております。私は人事院の勧告をすなおに、もう一度繰り返して申し上げます。すなわち人事院が四月から実施しろと言っておりますが、八月に実施しろと言っております。従来はあまりりそりした給与のことよく承知しておる言葉を使っておりますし、私もなるべくすみやかに実施いたしたいと思っております。

○鶴岡哲夫君 今のすみやかにという問題につきましては、この内閣委員会におきましても十分質問をいたしましたし、理論的に言っても、また実際上の問題を調査いたしましたその月からという見解を明かにいたしました。従って私どもとしては、今年の勧告は実施の時期を明かにするに違いない、こういうふうに確信をいたしております。すみやかにということ、政府に対して誤解を及ぼし、国会に対しても誤解を及ぼしておる。人事院の真意は四月一日だと、こういうことでありまして、今回の勧告においては四月一日実施という期日を明らかにするに違いないというふうな確信をいたしております。その場合に、すなおに四月一日から実施をなさる、こういう決意だろうと思っておりますが、間違いありません。

○国務大臣(益谷秀次君) 間違いないと思っております。今御承知のように二公社五現業の仲裁裁定を実施しようという段階にあるわけでありまして、この中の約三十二万というのが国家公務員であります。この国家公務員に対しては、ことしの四月の春闘相場が考えられておる。それ以外の国家公務員約六十二万であります。特別職が二十六万一般職が三十六万人事院の勧告はこの三十六万であります。合わせまして六十二万の国家公務員については二年前の春闘相場をこの四月に実行される。同じ国家公務員がこういうふうな非常に違つた非常に断層のある給与政策というのを受けているものかどうか、この点については心から残念に思っております。くだいようであります。

○鶴岡哲夫君 今御承知のように入担当大臣が御答弁をいたしました。たびたび申し上げます通り、私も残念に思っております。なるべくすみやかに較差をだんだん少なくし、また公務員で較差があるというふうなことも好ましくからぬことである。ただ、三公社五現業は御承知の通り、民間の事業とや類似したしておりますから、幾らかの軽差があることは当然だろうと思っておりますが、なるべくその軽差をなくするよう努力すべきだと私は思っております。また、今後とも努力することを御約束申し上げます。

○鶴岡哲夫君 非常に担当大臣が公務員の給与について努力をしたいという決意をたびたび承るわけですが、ただ、その場合に国務大臣が出される問題は、人事院の勧告を受けていくという建前になっておる。この問題を出しになるわけです。従つてこの建前の問題について御質問申し上げたわけでありまして。この建前は確かに人事院の勧告を受けて立つということであり、勧告を修正なさつて政府は国会に法案を提出されたことはたびたびあります。最近で一番大きなのは三十二年に出されました給与法案、これは人事院勧告を大幅に修正をされて出されておるわけでありまして。従いまして、今政府は出しておりますけれども、先ほど来大臣がおっしゃいますように、明日の閣議において二公社五現業の問題が取り上げられ、その際にできるだけの努力をしたいというお話しであります。そういう勧告を修正してお出しになったこともあつたわけでありまして、やろ

見解を承りたい。○国務大臣(益谷秀次君) たびたび申し上げます通り、私も残念に思っております。なるべくすみやかに較差をだんだん少なくし、また公務員で較差があるというふうなことも好ましくからぬことである。ただ、三公社五現業は御承知の通り、民間の事業とや類似したしておりますから、幾らかの軽差があることは当然だろうと思っておりますが、なるべくその軽差をなくするよう努力すべきだと私は思っております。また、今後とも努力することを御約束申し上げます。

らと思えば私にはできないことはない、担当大臣がおっしゃっておられる建前論というのは建前になり得ない、こういふふうには思っておるわけです。過去に人事院の勧告を修正されたことが、政府自身が修正されたことはたびたびありますから、従って今回大臣がその決意さえあれば人事院の勧告を修正して出し得る、修正し得る、こういふふうには思っておりますが、この点について伺いたいと思っております。

○國務大臣(益谷秀次君) 率直に、すなわち実行することは、おっしゃる通りであります。今後は率直に、すなわち実行するように努力したいというところはたびたび申し上げておる次第でありまして、また今回五現業等のあっせん案、仲裁案と申しますが、これは尊重すべきが建前でありまして、尊重するといいたしますと、同じ公務員でもそこに較差がまた出て参ります。これを是正するには、やはり昨年の人事院の勧告をさらに検討して幾らかでも較差を少なくするのが、私の責任であろうと思っております。明日にもこの案が閣議にかかれば、私は主張すべきは主張したいと思っております。

○鶴岡哲夫君 明日の閣議において御主張なさるといふ大臣のお考えは、四月一日から何らかの原資を国家公務員の給与に加える、そつういふ意思を表明されるというお考えでございますか。

○國務大臣(益谷秀次君) 時期その他は今度のいろいろな調査に待たなければなりません。四月一日から幾ら増すかというところは申し上げられませんが、大体閣議でどうかしようじやないかということになりますれば、それぞれ調査の期間も要る。いつからどの

くらい上げるといふことも決定せられなければならぬ、これはなかなか問題であります。これはこのままでは較差が多いから困る。一般職に対しての給与が低いから、この際較差を少なくするように考え直したらどうかということの提案をいたすつもりでありまして、それがきまりましたら初めて何月何日からどれだけの額を上げるということになるので、これは専門家の調査等も要しますので、ここでいつからどれだけの額というところは申し上げられませんが、

○鶴岡哲夫君 その点について専門家の調査が要するところをお話ししてございしますが、先ほど来私申し上げておりましたように、また担当大臣も御理解いたしておられますように、昨年の四月一日から実施すべきものである、それをこの四月一日から実施するといいたしますから、一年ほどおとれておるわけでありまして、その点についてははなはだ遺憾だといふふうに御答弁なさっておるわけでありまして、この較差を考慮するといふことも、これは私にはきわめて合理的な考え方じやなからうかと思っております。昨年の四月一日からことしの四月一日までの差額を考慮するといふことも、りつぱな理屈が成り立つておるし、また専門家が主張をいたしておるところであります。四月一日から実施すべきだといふことを主張いたしておられます。なお、予算の問題が出て参ると思いますが、二公社五現業については予算の移流用、節約、これによってやりたいといふふうには政府は考えておる。その点については冒頭にお尋ねをいたしたところであります。従いまし

てそつういふ措置をとられるならば、移

流用なり、節約なり等の措置をおとりになるならば、昨年の四月一日から今年の四月一日の差額を考慮するといふこともりつぱになり立ち得るのじやないか、こういふふうには思っております。この点について大臣に伺いたい。

○國務大臣(益谷秀次君) 私専門家の意見というところを申しましたが、経理上の関係の専門家の話も聞かなければなりません。また、財政担当の關係の意見も聞かなければなりません。ただ私の努力すべきところは、ただいまの御質問の通り昨年の三月末のデータです。四月一日から給料を引き上げするのはこれは一応当然なものと考え方でありまして、なかなか困難な事情です。すでに財政その他の關係で四月一日からでなければ給料の引き上げができませんという閣議決定になっているのですから、ここに幾らか較差を少なくすることを、非常に困難な努力を要することだと思っております。それがきまつて、初めてしからば何月からどれだけの値上げをするかといふことがきまるので、最初から四月一日から人事院勧告の通り実施しなければならぬといふふうなことをなかなか困難であります。幾らかでも望みのあるようになやり方をして参らなければならぬと思っておりますので、ただいまのようにな考え方を申し上げておる次第であります。

○鶴岡哲夫君 今の大臣のお答えは、今度の人事院の勧告を待たないでそつういふようなことを実施したいというお考えでございますか、伺います。

○國務大臣(益谷秀次君) 昨年の勧告はなるべくすみやかにといふことであります。人事院の總裁も言われる通り

四月一日からでなく、昨年の四月一日からと解釈するのが当然であろうと思っております。従って現在較差がおります。また十日の日の仲裁決定によつて現業と一般職の考え方はおのずから相違がありますが、較差はありますので、この較差をなるべくちぢめて参らなければならぬ、少なくともいかなければならぬといふので、今回の御審議を願つておる給与の引き上げ案であります。それにプラスのものを主張してみたいと思つておる。幾日になりますか、幾日から、どれだけの率になるかといふことは、一応原則がきまらなければ何とも申し上げることができません。原則をきめること自体が非常に困難だと存じております。

○鶴岡哲夫君 今の大臣のお考えで、どうかあすの閣議におかれましてもできるだけの御努力をいたさすように要望を申し上げておきたいと思つておる。

次に、人事院に伺いたいわけでありまして、昨年の臨時国会、さらに今年の二月、三月にかけまして、二回ほどにわたりました人事院の民間給与の調査のやり方について詳細にわたつて検討をいたし、その結論に基づきまして要望を申し上げにおきました。この点については、人事院に伺つては慎重に検討したいといふ答弁であつたわけでありまして、その後承りまして、民間の給与実態調査にすでに入つておられるようでありまして、従いまして調査要項、昨年のものからことし実施しておるもので、非常に変わった点がありましたら伺いたい。と思つておる。

次に、とかくの問題を起こしたのはこの臨時職員が入つていないであらうかといふ問題であります。これも従来われわれの表現に多少のあいまいさがあつた点はぬぐえないのであります。が、今年はこの点をはっきりいたしました。臨時職員は含めない、のみならずこの点を非常にはっきりいたしました。四月分の給与計算期間を正

常にするために、四月分の給与計算期間を正

常にするために、四月分の給与計算期間を正

常にするために、四月分の給与計算期間を正

ざいするが、その点に應ずるよう  
いたした次第でございます。ただいま  
申し上げました点が昨年の調査と比べ  
まして改正をいたしましたるおもな点  
でございます。

○鶴岡哲夫君 次に自衛官、それから  
防衛庁の参事官、この点について伺  
たいのでありますが、参事官は一等、  
二等、三等と分かれております。一  
等というのは部長、二等というのは課  
長、三等というのは課長補佐、係長、  
そういうものに該当するようによ  
出ております。一般の国家公務員が  
この参事官になりました場合に本俸はど  
のように計算をされるのか、この点を  
伺いたいと思ひます。

○説明員(山本明君) ただいまの御質  
問にお答えいたします。参事官につ  
きましては、お説の通りに、一等級、二  
等級、三等級という等級になってお  
ります。これは行政職、行一の俸給表の  
二等級、これは一等級に相当する、そ  
れから三等級が二等級に相当する、そ  
れから四等級ないし五等級が三等級に  
該当する、それぞれの該当いたします  
等級の俸給を基準にいたしまして、そ  
れに一三・八をかけた、それだけ  
プラスいたしまして計算いたしました  
ものをこの参事官等の俸給表の一  
等給、二等給、三等級のそれぞれの号俸  
に應じます俸給という格好に計上いた  
してあります。

○鶴岡哲夫君 行一の者が参事官にな  
ります場合は、今御説明のありました  
ように、その俸給表に百分の一三・八  
をかける、その理由は、超勤を本俸の  
中に入れる建前に防衛庁はなつてお  
るので、超勤分としてこの百分の一三・  
八をかけるのだ、こういうふうになつ

ておりますのですね。そこで、この  
参事官について特別調整額は出てお  
りませぬ、その特別調整額を承りた  
い。行一の場合におきましては、甲、  
乙、丙、丁と分かれておりました、二  
五%、一八%、一二%、七%、それぞ  
れ職務に応じて四段階に分けて本  
俸にかけて特別調整額を出して、本  
参事官の場合におきましては、この特別  
調整額は、どういふ率をおかけになつ  
ているのか伺いたいと思ひます。

○説明員(山本明君) 参事官等の特別  
調整額につきましては、御質問の要点  
は、いわゆる管理職手当というもの  
率だろふと思ひますが、これにつきま  
しては一律に八%を計上いたしてお  
るわけでありませぬ。

○鶴岡哲夫君 今度は自衛官について  
承りたいのでありますが、自衛官の管  
理職に該当する者、あるいは監督の地  
位にある者に対しても、管理職手当、  
正式には特別調整額を出してありま  
す。その特別調整額は本俸にどれだけ  
の率をおかけになつておられるか、こ  
れを承りたい。

○説明員(山本明君) 自衛官の管理職  
手当につきましては、割合につきま  
しては、六%と二%と一%、この三段階に  
分けまして、それぞれの管理職に  
分けて、管理職手当を支給して  
いるので、管理職手当を計上いた  
しているのが実情でございます。

ように、一般行政職の場合において  
は、二五%、一八%、一二%、七%と  
いう四段階に分かれております。  
○説明員(山本明君) 参事官等の  
管理職手当の支給割合の八%につ  
きまして、どのような考え方からこれ  
をおるかという考え方でございませ  
ぬ、先ほど申し上げましたように、参事官等の  
俸給月額を算定いたします場合に、一  
三・八%相当分が本俸の中に計算を  
してございませぬから、これを大  
休、これらの方々が一般省庁の局長、課長級に  
相当する立場にあるといたしますと、  
これが一般職におきましては二五%の  
支給を受けております。従つて、た  
だいま申し上げような算定の方式によ  
りまして計算をしてみました。

それは一般職におきましては、それ  
から暫定手当、それらに対してさ  
らに管理職手当、それらものを  
してもらいます分に相応するものを、  
参事官等につきましても、先ほど申  
しました一三・八%相当分がプラスに  
なつたものを、本俸にそつちい  
入つておられますから、それらものと  
合わせましてどれだけの管理職手当が  
たれば大体均衡がとれるかという考  
え方から計算をいたしますと、今申  
したように、八%という数字が出て  
りましたものでございませぬから、こ  
れによりまして計算をしておるわけ  
でございます。同様に、自衛官につ  
きましても、一三・八%相当分が含  
んでございませぬから、それらもの  
俸の中に入つておられますから、均  
衡をとるといふ建前から、これら  
を含めた場合の一般職の管理職手  
当との均衡をとる計算をいたします  
と、大体

六%さらには二%、こういう格好で  
出て参りますから、それらの率を  
用ひて管理職手当の支給率とした、  
こういう格好であります。

○鶴岡哲夫君 参事官について百分  
の八をかけているのは超勤分に相当  
する八%というものが本俸の中に加  
わつてゐるから、一般の行政職より  
低い率をかけて、そして一般の公務  
員と均衡をとつてゐると、こういう  
ことだろふと思ひます。それから自  
衛官については、百分の一、百分の  
二、百分の六というです、参事官  
よりもさらに低い率をかけてゐるの  
は、自衛官の本俸が、普通でい  
れば、暫定手当が加わつて、それ  
に超過勤務手当の二十時間分が加  
わつて本俸になつてゐるからして、  
それに対して低い率をかけてゐるの  
を、均衡をとるために低い率を  
かけざるを得ない、こういう建前  
だろふと思ひます。間違ひござい  
ませぬか。

○説明員(山本明君) ただいまのよ  
うな御趣旨でございませぬか。

○鶴岡哲夫君 ところで伺ひたいので  
ありますが、自衛官と参事官の年末手  
当、夏季手当、これは本俸に、年末手  
当の場合には二・一カ月分を  
かけ夏季手当の分については、本  
俸に〇・九をかけた、  
○説明員(山本明君) 俸給表に書  
いてございませぬ俸給月額にそれ  
ぞれの率をかけてございませぬ。

○鶴岡哲夫君 ところで伺ひたいので  
ありますが、管理職手当については、  
一般の行政職の管理職手当よりも  
低い率をかけて、そして一般公務員  
と自衛官、参事官との均衡をとつ  
ておられ

る。ところが、年末手当、夏季手  
当については、そういう考慮が  
払われていない。これは大きな片  
手落ちぢやないか。再度申し上げ  
ますか。管理職手当については、  
公務員との均衡をとつておられ  
る。ところが年末手当、夏季手  
当については公務員と同じ率を  
かけておられる。公務員との  
均衡は、完全にこころ破れる。大  
へんな差が出てくる。これは片  
手落ちぢやないか、こういう  
ふうな思ひますが、その点につ  
いて伺ひたいと思ひます。

○説明員(山本明君) 先ほど申し  
ました本俸のお考え方の中に、  
防衛庁といたしましては一三・八  
を、まあ自衛官の場合を考  
へました場合に一三・八を  
加算してあります。これは  
いわゆる超過勤務的な概念では  
なくして、自衛官が勤務いた  
しますその勤務それ自体の中  
に、非常に、時間をもち  
て表わせない勤務の様相が  
ございませぬから、それを計  
算いたしまして修給を作つた  
わけでございます。同様に、  
参事官につきましても、これは  
百五、六十名の参事官につ  
きましては、自衛官と一体的な  
運営をするという考え方から、  
俸給の算定方法を、まあ同一  
にしたわけでありませぬ。従つ  
て、本来ならば俸給月額に一定  
の率をかけた、期末勤勉手当、  
あるいは管理職手当等もき  
めるべきが筋合ひだろふと思  
ひます。ただ、管理職につ  
きましては、全般的な問題では  
なく特定な人だけの対象になつ  
て参ります問題もございませ  
ぬから、これはできるだけ一般  
職の管理職にある者との均衡を  
とつてもらひたい、こういう考  
え方から計算したものでござ  
いまして、本来ならば俸給月

額それ自体に一定の率をかけるというの、われわれの考えとしては筋である、こりうふに考へておきまして、一三・八が御質問のように超勤相当分だといふに必ずしも断定できない問題があるのではないか、われわれといひましたは俸給算定の一つの基準としてそりうふのを用ひ、そりう管理職の場合におきましては特にそりう問題の考慮を管理職という立場から検討してみる、こりう格好で体系それ自体を作つた、こりうに御了解願へばけつこりうだと思ひます。

○鶴岡哲夫君 我先ほど御説明がありましたときに、それは超勤相当分に相当するものと、百分の十三・八といふものは超勤額に相当するものかといふふに何ひましたら、そりうだといひお話し、それは昨年の臨時国会におきましてこの問題を取り上げられましたときに、やはり超勤としては支給できないので、超勤分に相当するものとして本俸の中に入れてあるのだ、こりうお話しだつた。御承知の通り、管理職手当といひのは本俸に対して率をかける。期末手当夏季手当も本俸に対して率をかける。ところが、特別職の管理職手当の場合については、一般職公務員との均衡を考へて、低い率をかけてある。自衛官同じ。にかかわらず年末手当についてその率を変えないといひのは、これは公務員との均衡を大いに失するのぢやないか。片一方においては均衡を大いに破つておられる。これは説明の理由つかないのぢやないかと思ひます。

○説明員(山本明君) それはたとへば教育職を考へましても、やはり俸給を

れ自体の中に、水準差といひ考へ方から、ある程度の一般職に対するプラダに、やはり管理職の面におきましては、必ずしも一般職と同じ率で管理職手当を支給するといひ考へ方はとつておられないのぢやないかと思ひます。そりう考へ方といひものを、やはりこの自衛官の場合におきましても、防衛庁の職員につきましても、勤務の態様の中からいひゆる水準差といひます。格差といひますか、そりうものを求める場合の一つの根拠としてそりう数字が出てきた。これはこの間の国会におきましても、この委員会におきましても、大蔵省の主計局長からお答へしたと思ひますが、そりう過去の実績の中から一三・八といひものがかつて考へておるのでありまして、われわれといひましたは、そりうものがイコール超勤勤務手当だといひ考へ方は毛頭持つておられないといひことは、先般のこの委員会でもお答へした通りでございます。そりう考へ方から当方の費用につきましても、教育職といひよりなそりう例もございしますように、特殊な勤務態様の中から給与制度を考へたといひふに御了解願へればけつこりうだと思ひます。

○鶴岡哲夫君 これはどう抗弁、弁解をなさいますか、管理職手当の場合については、一般公務員との均衡を考へて率を低めてある。自衛官については、さらに一そりう率を低めて、一般職公務員の管理職手当との均衡をはかつてある。しかし年末手当、夏季手当についてはその均衡をおはかりにならない言つても片手落ちだと思ひます。是

正されるお考へはありませんですか。私ほもしこりう考へ方で進められるなら、一般職の公務員についても同じような措置をとつていただきたいと思ひます。大蔵省に、あるいは給与担当大臣に要望したいと思ひます。

自衛官については御承知の通りに一般に本俸プラス暫定手当プラス二十時間の超勤分、これが本俸になりまして、それに率をかけている。一般の行政職の場合は、本俸だけに率をかけて出でくるのです。せひそりう面についてのは正をお考へいただきたい、これでは答弁にならないのですよ、幾らおしやつても、検討願ひます。

○説明員(山本明君) 私の方の考へ方としては、そりう均衡といひますか、均衡をとつておられないか、とれないかといひお考へが私にはわからないのでありまして、たとへばここに国立大学の学長の管理職を見ますと、これが乙になつております。で、普通ならば、考へられるところは大体本省の局長、課長級でございます。甲といひ考へ方が出てくると、これが甲だといひ考へ方が出てくるのですけれども、これが乙になつておられますし、それぞれあ程度の差はございしますが、一般職の管理職手当に相当しますものを考へるときに、ある程度下がつておるといひよりな実態の中から考へますと、やはり給与といひものの中にそりう格差が、本法の中に格差があるから、その格差といひものは期末手当、勤勉手当ではあるいは取つておられないかもしれませぬけれども、管理職手当では取つておるといひ考へ方は、私は防衛庁の職員につきましてとりましても、その妥当を欠いておるといひようおしかりを受けること

とはないのでないだらうか、こりうに考へておるのでございませぬけれども……。

○鶴岡哲夫君 だから管理職手当についての格差があるか何とつか、それはいいのですよ、その場合は認めます。認めますけれども、管理職手当については一般との均衡をはかり、年末手当については均衡をはかれない、それがおかしくないのだといひお話しは私には通じないのぢやないか、おかしいですよ。そりうこりうおわかりにならないのですか。管理職手当についての均衡をはかる、年末手当についても均衡をはかるといひようにおとりになるのが建前ぢやないか。

○説明員(山本明君) それは本俸それ自体に一定の率をかけるべきでありませぬけれども、水準差のある教員の俸給表なんかにつきましては、一定の格差がある、その本俸の格差に応じた管理職手当を考へておられますから、私もあなたの方におきましては、そりう格差を考へていいのぢやないか、その場合の基準は何によりますかといひますと、でたためな支給の率を考へるわけにはいきませぬから、その場合には管理職といひ立場から、均衡をとつた管理職手当の率を考へたといひことでありまして、まあ私の方はそりう考へ方で、この支給率を検討し、決定したといひふりな考へ方でございます。

○鶴岡哲夫君 だから管理職手当については私は認めてるのですよ。そりう賢明な措置をとられたことについては承知いたしておるのですよ、特別手当や年末手当についてそりうこりうとお考へにならないかというの

は、おかしいのぢやないかというのです。

○説明員(山本明君) それは私の方は逆でございます。本俸、俸給月額を基礎にして、それぞれ期末、勤勉手当の率なり何なりを計算するのが建前であつて、たまたまその中の一部分だけについて、ほかの水準差のある給与について、そりう取り扱ひをしておられるから、われわれの方におきましてもそりう取り扱ひをしよといひ考へ方になつてきたのでありまして、お考へは逆ではないだらうかと私は思ひます。

○鶴岡哲夫君 とんでもない。どうしてそりうおかしな論議を展開されるのですか、特別手当は本俸にかけられるのですよ。本俸にかけておられる、それはらんと率の低いものをかけておられる。年末手当は本俸にかけられたのです。だかららんと低い率をかけたのですかと言つては、そりう格差を考へるとる建前から、これはせひ一つ大蔵省の方でも御検討をいただきたいと思ひます。再度この問題については、あらためて御質問いたしたいと思ひます。私としては、そりうよりな政策をとられるなら、当然公務員についても同じよりの趣旨のものをとられてしかるべきぢやないかといひふに希望を申し上げておきます。終わります。

○委員(中野文門君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(中野文門君) 速記を起し。

○山本伊三郎君 実は先ほどから防衛庁関係の給与について鶴岡委員からだ

いふやられましたが、私は実はもう少し基本的な問題で、防衛庁職員に關する給手の立て方について実は聞きたかつたのですが、きよりの顔ぶれを見ると、政務次官は見えておられるので、しかし政務次官はあまり給手には詳しくないやに見えておられます。大蔵省の政務次官はあまり給手について詳しくないやに見えておられます。従つて、もし、はなはだ失礼な言いで、従つて、もし、詳しく答弁がでなければ次に回しますが、基本的にちよつと一つ問題だけ提議する意味において質問しておきます。先ほどからも防衛庁の關係でいろいろ山本調査官でございませうか、お答え願つておるのですが、この防衛庁職員の給手の立て方、それから一般職の職員の給手の均衡の問題、これから見まして相当問題があるのです。この防衛庁の職員の給手が立案された当初の考え方、それを一べん聞いておかなければ、現在あるやつを論議したつてなかなか今のよう

政府委員で答えられなければ次に譲つてもよろしいが、政務次官として答弁ができた一つお聞かせ願ひたいと、かように思ひます。

○政府委員(小幡治和君) 自衛官の給手のそもそのの根源につきましても、実を言いますと警察予備隊のときから、警察予備隊のときには、まあ警察の予備隊ですから、警察官の俸給給手の態様というものを基準にいたしましたので、そして警察予備隊の給手体系というものを計算して出してきたわけなのでございませう。その警察予備隊が保安隊となり、そして自衛隊になつてきたわけですから、大体その考え方を踏襲して今日給手体系というものはできておると思つておると思ひます。

○山本伊三郎君 ところで、実は警察予備隊から保安隊、それから自衛隊に変わった経緯から給手の改正の変革を見るに著しく変わつておる。自衛隊になつてから非常に一般職の給手とはかけ離れた体系が出てきておる。従つてこれは相当、今言われた警察予備隊のときには警察官に準じたような俸給表が出ておつたと思つて、今日相当変わつておるのです、その変わった考え方ですね、その点について少し聞きたいと思ひますがどうですか。

○政府委員(小幡治和君) 今変わつておるといふお話でございませう。ただこれでも、変わつておると思ひます。大体警察予備隊のときの体系というものを踏襲して今日までできておると思ひます。むしろ、國家公務員のいろいろな状況に照らして歩調を合せてきておるといふふうなことで、本質的にはそう非常になつておるといふふうなことはないと思つておると思ひます。

た、三十四年までは、実は日額制をもちまして表示し、かつその際に恩給納金を取らなかつた。これは本人から恩給納金を取るという事務の煩瑣を避けたいと思つたが、三十四年度の給手改訂の際におきましては、この日額を月額にし、それから共済組合制度の発足を想定いたしました。恩給分も控除しないという方法で計算をして参りましたのでございませう。特にその限りにおきまして、特定な階級のところだけおきまして、特にならぬ方法はいたしておらないわけでございます。

○山本伊三郎君 それで具体的に申しまして、自衛隊になつてから給料表が相当複雑になつておるのです。額にいたしまして、非常にこの一般職と本俸において非常に格差があり、ます。従つて、例をとつてみますと、まず具体的に聞きますけれども、一般職の場合の大学を出た場合に、そしてこの初任給の基準をきめておる場合、自衛官の場合には、一体大学を出て、たとへばこれはおそろく三尉か、陸尉ですかあるいは海尉、こつういうところに相当するものかと思つておるのですが、その基準はどこにおいて作られておるのかどうか。警察予備隊のときはどうであつたか、この点説明願つたら、これははつきりすると思つておるのです。

○山本伊三郎君 私に質問したのは、そのうち、これは一般職に比較するとどういふと方とをされたか。具体的に申しますと、一般職の大学を卒業して入つた場合に初任給は一万一千円くらいだと思つておる。その場合に、自衛隊の場合は現在で一万六千三百二十円になつておる、表において、五千幾らもどういふことによつて自衛隊の態様によつてつけられたのか、その考え方を聞いておるのです。

○山本伊三郎君 御質問の三尉のところの資料を御説明申し上げますと、まず大学を出まして直ちにこれは三尉になるのではなくして、大学を出まして採用いたしました場合に、おきましては、三尉の初号の俸給をとるのでなくして、現行法の一萬一千四百五十円、二曹一号相当の俸給を支給をするという格好にいたしております。それで訓練を受けましたあとに三尉として、

先ほど御質問のございました金額を支給するという格好にいたして、おきませうか。

○山本伊三郎君 幹部学校は何年を経ますか。

○山本伊三郎君 一年でございませう。

○山本伊三郎君 一年間幹部学校に行つて、訓練を受けて、そして三尉になつて俸給を出すということですか。その点もう一べん確認しておきませう。

○山本伊三郎君 その通りでございます。

○山本伊三郎君 一年間幹部学校に行つて、訓練を受けて、そして三尉になつて俸給を出すということですか。その点もう一べん確認しておきませう。

○山本伊三郎君 幹部学校は何年を経ますか。

○山本伊三郎君 一年でございませう。

○山本伊三郎君 一年間幹部学校に行つて、訓練を受けて、そして三尉になつて俸給を出すということですか。その点もう一べん確認しておきませう。

○山本伊三郎君 その通りでございます。

○山本伊三郎君 一年間幹部学校に行つて、訓練を受けて、そして三尉になつて俸給を出すということですか。その点もう一べん確認しておきませう。

○山本伊三郎君 幹部学校は何年を経ますか。

○山本伊三郎君 一年でございませう。

○山本伊三郎君 一年間幹部学校に行つて、訓練を受けて、そして三尉になつて俸給を出すということですか。その点もう一べん確認しておきませう。

○山本伊三郎君 その通りでございます。

○山本伊三郎君 一年間幹部学校に行つて、訓練を受けて、そして三尉になつて俸給を出すということですか。その点もう一べん確認しておきませう。

○山本伊三郎君 幹部学校は何年を経ますか。

○山本伊三郎君 一年でございませう。

○山本伊三郎君 一年間幹部学校に行つて、訓練を受けて、そして三尉になつて俸給を出すということですか。その点もう一べん確認しておきませう。

○山本伊三郎君 その通りでございます。

○山本伊三郎君 一年間幹部学校に行つて、訓練を受けて、そして三尉になつて俸給を出すということですか。その点もう一べん確認しておきませう。

○山本伊三郎君 幹部学校は何年を経ますか。

○山本伊三郎君 一年でございませう。

○山本伊三郎君 一年間幹部学校に行つて、訓練を受けて、そして三尉になつて俸給を出すということですか。その点もう一べん確認しておきませう。

○山本伊三郎君 その通りでございます。

○山本伊三郎君 一年間幹部学校に行つて、訓練を受けて、そして三尉になつて俸給を出すということですか。その点もう一べん確認しておきませう。

○山本伊三郎君 幹部学校は何年を経ますか。

○山本伊三郎君 一年でございませう。

○山本伊三郎君 一年間幹部学校に行つて、訓練を受けて、そして三尉になつて俸給を出すということですか。その点もう一べん確認しておきませう。

○山本伊三郎君 その通りでございます。

○山本伊三郎君 一年間幹部学校に行つて、訓練を受けて、そして三尉になつて俸給を出すということですか。その点もう一べん確認しておきませう。

○山本伊三郎君 幹部学校は何年を経ますか。

○山本伊三郎君 一年でございませう。

○山本伊三郎君 一年間幹部学校に行つて、訓練を受けて、そして三尉になつて俸給を出すということですか。その点もう一べん確認しておきませう。

○山本伊三郎君 その通りでございます。

○山本伊三郎君 一年間幹部学校に行つて、訓練を受けて、そして三尉になつて俸給を出すということですか。その点もう一べん確認しておきませう。

○山本伊三郎君 幹部学校は何年を経ますか。

○山本伊三郎君 一年でございませう。

○山本伊三郎君 一年間幹部学校に行つて、訓練を受けて、そして三尉になつて俸給を出すということですか。その点もう一べん確認しておきませう。

○山本伊三郎君 その通りでございます。

○山本伊三郎君 一年間幹部学校に行つて、訓練を受けて、そして三尉になつて俸給を出すということですか。その点もう一べん確認しておきませう。

ますと、私のところで、一応暫定手当が三級地といたしまして、そうして超過勤務が大体これは予算に計上されております程度の金額で、月十二時間というよりな考え方で計算をして参りますと、むしろ初任給におきましては、私の方で計算をいたしましたところによりますと、警察官におきましては一万四千九百円程度の金額になり、自衛官のいわゆる幹部候補生が一万一千六百円程度になって参るわけでありまして、それが一年たちますと、三尉の一号になりまして、これが上がるわけでございます。その場合におきまして、この警察との比較をいたしてみますと、

言われまされども、実際の政府の給与の立て方が、管理職に相当するんだと、尉官は二百人ほど使っておるから、やはりそういう公安職の四等級に相当するんだと、こういうことを説明されておると思ひますが、私の質問しておるの、それと考へて、大学を出て一年したら、一般の公務員はこれしか給与にならない。ところが自衛官の場合には、兵と申しますか何と申しますか、そういう人を二百人も指揮しておるから、それでこれだけのものになるという説明に聞き取れるのですが、その点はつきりしておいてもらいたい。

大体千五百円ほどの差しか出て参りません。五千円というのは、俸給すらだけの比較だろうと思ひますけれども、そういう自衛官の俸給の建前からいきました要素を足して計算をいたしますと、大体今申しました千五百円程度の差しか出てこないわけでありまして。この場合に三尉の一号といひますものは、大体小隊長としての資格をもちまして、多くて百五、六十人、少なくとも五十人以上の長として仕事をすると、一年たちました場合の見習いとして、それその官署におきます場合の態様を考へますと、私の方といたしましては、必ずしも五十人なり、多くて百五十人ぐらいの長になります小隊長としての三尉の初号は、あなたがち高過ぎる、過ぎるというほどまでは言えないの、じやなからうか、このように私どもとして考へておる次第でございます。

○説明員(山本明君) 給与の立て方といたしまして、われわれは三尉の初号というものを、今申しました公安(一)の一定の年限、一年です、一年たちましたところを基にしまして、暫定手当とか、そういうものを計算した最終的な結果として一万七千七百円という結果が出てきた。そこでこれを公安職の方と比較しますと、若干の差はありますけれども、これは逆に言ひますと、そういう実態から高過ぎるという意見は出てこないの、じやないかということでございます。計算をした結果そういう格好になってくるということでございます。

○山本伊三郎君 いろいろと言われますが、それはただ事務的にそういう公安職の表からこちらの方に比較したと

○山本伊三郎君 私は公安職と比較をして出したとかいうことを今聞こうとしておられない。鶴岡君も先ほど言われましたが、基本的な問題について聞きたいと思つておるので、先ほど聞いておられますと、公共職の問題じやなくして、私の例を出したのは、人間として大学を出て、それから公務員になる、その場合には、先ほど例をとつた

一般職の場合、一万一千幾らしか入らない。これは御存じの通り。一年間幹部の学校に行くから、その一年を学校でどういふ仕事をされるか、これは大体想像はつきまされども、学校にやらしていただく、出てきたら一万七千なんぼになるという、そういう場合、その人の生活がそれほど変わつてくるか、一般職の場合と自衛官の場合と、それだけ出さなければ生活ができないのかという、そういう給与の立て方について、どうなつておるかお聞きしたい。わからなければあなたから答えてもらふ必要はない、政務次官がおるから。

○政府委員(小幡治和君) 先ほど申し上げましたように、要するに一番初めの基準というものは、警察官との対比において、警察予備隊のときに一応の基準の俸給の立て方というものを作つたわけなんです。そういうわけですから、一般の大学を出た人と給与の立て方が少し違ふ。すなわち少し高いと、要するに警察官から基準を持つてきたのですから、少し高いという事は、まだ大前提において高いと思つて、それからもう一つは、大学を出てすぐじやないので、今言つたように、一年間の幹部候補生学校をやりますと、それからですから、やはり一年間分といふものは高くなる。これは当然なんです。これが第二の問題。第三の問題としては、先ほどいろいろと御説明申し上げましたように、いわゆる超過勤務手当の問題とか、あるいは暫定手当とか、そういうものを自衛隊の給与にはぶつ込んで俸給としておるといふことですから、そういうものが加わつてまた高くなるという事、この三つの要素

で、普通大学を出た人が一般官庁に勤めるよりも高くなつておると、三尉の俸給が高くなつておるといふことは、そういう計算から出てくるわけなんです。ですから、生活云々の問題じやなくて、俸給の立て方からそういうふう計算されて出てくるということなんです。

○山本伊三郎君 それでは僕の質問が当然はずれていると思つておる。実際問題として私が聞こうとしておることは、もう少し大きな面から言つておるのですが、警察予備隊においてそういう考へ方をされたという事については、前のことだからあなたの言ふことに一応耳をかしまししょう。しかしそれにいたしましたも、そういう給与の立て方を考へたところに、基本的なものがあると思ふ。たとえば警察予備隊としては、そういうのをやらなくてはならないという特殊性といひますか、考へ方について私は納得できない。大体日本の場合には、給与の立て方については、きわめて考へ方がまちまちなんです。あとでちよつと特別職についても質問したいと思つておるのですが、給与というものをどう考へ方ではないかという事が、われわれにわからない。それが今度の一般職の給与の問題でもいろいろと論議されておる。たとえば本俸については、一般公務員と同じにしまして、自衛官に對しては、自衛官の特殊な職務として出し得る給与というものは、他にも出しておられる、たくさんあるのです。あとで一応目を改めて質問いたしますけれども、特殊な手当がたくさんある。営外生活をしてる人については、特殊な手当をたくさん出されてい

る。しかも職員としてまた別にもつておるといふような態様もそこにあるのです。こまかくなるから尋ねませんけれども、本俸から非常に開いて出されるというところに、それほど優遇しなければならぬという考へ方というものがあつた。そういう角度で立てられた経過の問題を尋ねておらない、やはり優遇してはならないと聞かないのです。優遇でないと言へるかどうか、優遇してはならないことはわかる、優遇しなければならぬ自衛隊であるから、優遇しなければならぬという、その思想の出たところを、一つはつきりしてもらいたい。これを私は追及しては。

○政府委員(山本幸雄君) 給与は生活給とか、職務能率給、職務給という考へ方もあるのですが、戦後は非常に生活給的な要素が強かつた、しかしだんだん事務の内容の複雑化に應じた給与にならなければならぬということも当然だと思ひます。そこでまず、できましたときの経緯というものはいろいろあるわけですが、第一の問題としては、先ほど御説明がありましたように、警察官の給与と均衡をとる、警察の職務内容というものは、これはいろいろありましようが、いわゆるデスク・ワークをしてる者とやや考へ方が違ふという観点もあつて、そもそも警察官の給与というものと、一般職の給与というものが若干開いておる。そこで警察と自衛隊というものととの職務内容は、どういふことであるかということに相なるかと思ひますが、発足当時から名前が示しますように、警察予備隊で、警察と非常に職務内容が似ているという観点から、警察の基準号

○山本伊三郎君 いろいろと言われますが、それはただ事務的にそういう公安職の表からこちらの方に比較したと

○山本伊三郎君 私は公安職と比較をして出したとかいうことを今聞こうとしておられない。鶴岡君も先ほど言われましたが、基本的な問題について聞きたいと思つておるので、先ほど聞いておられますと、公共職の問題じやなくして、私の例を出したのは、人間として大学を出て、それから公務員になる、その場合には、先ほど例をとつた

○山本伊三郎君 それでは僕の質問が当然はずれていると思つておる。実際問題として私が聞こうとしておることは、もう少し大きな面から言つておるのですが、警察予備隊においてそういう考へ方をされたという事については、前のことだからあなたの言ふことに一応耳をかしまししょう。しかしそれにいたしましたも、そういう給与の立て方を考へたところに、基本的なものがあると思ふ。たとえば警察予備隊としては、そういうのをやらなくてはならないという特殊性といひますか、考へ方について私は納得できない。大体日本の場合には、給与の立て方については、きわめて考へ方がまちまちなんです。あとでちよつと特別職についても質問したいと思つておるのですが、給与というものをどう考へ方ではないかという事が、われわれにわからない。それが今度の一般職の給与の問題でもいろいろと論議されておる。たとえば本俸については、一般公務員と同じにしまして、自衛官に對しては、自衛官の特殊な職務として出し得る給与というものは、他にも出しておられる、たくさんあるのです。あとで一応目を改めて質問いたしますけれども、特殊な手当がたくさんある。営外生活をしてる人については、特殊な手当をたくさん出されてい

俸というものを土台にして、自衛官の給与を作つて参る、こういふ考え方が一つあつたわけです。それにさらに自衛官の勤務上のいろいろ態様が、警察とやや違ふ点がありますので、それらの点を加味して、さらに自衛官独特の給与体系というものを作り上げる。そこでどういふような内容があるかという点、これはいろいろ考へようはあるかと思ひますが、自衛官と一般公務員との勤務態様の相違というものはあるわけなんです。これはまあ、自衛官はやはり非常に体力を消耗するということがある、部隊指揮に当たりましては、幹部といへども率先してやらなければならぬ。その限度は、デスク・ワークに比べてはやや違ふという観点、さらにその危険という問題がある。たとえば服務、編制につきましても、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂をはからなければならぬ、あるいはまたその職資から、当然に常時勤務態勢というものをしているなければならぬ、あるいはまた、居住制限で管内に居住しなければならぬ、いろいろ居住制限というふうな勤務条件、いろいろその他もあると思ひますけれども、そういうふうないろいろな自衛官特有の勤務態様というものを考へまして、先ほどからいろいろお話が出ましたような、いろいろものを給与号俸につけ加えてみたりあるいは引いてみたりということをして、一応われわれとしましては自衛官の勤務内容に合ふような給与体系を作つてきた、そこが根本的な考へ方の発足点であると思ひます。

○山本伊三郎君 今言われた例はことごとくに当たらない。体力消耗といわ

れても、一般職の場合で、ことに現業関係と比較すると、なるほど自衛官、私、自衛官をいじめようという意味で言うのではないのですよ。演習のときには、まあ昔と違ふ、あれほどではないのですが、相当らしい仕事といひますかあるいは生産に従事しないのですから仕事とは言えないけれども、労働が非常にきつと思ひます。しかし実際私も、友人に自衛官がおるのです。休みに帰つてくるのです。それはもうえらいえらいとあなた言われるけれども、いわゆるか知らんが、戦争というふうな前提がなければ、今の自衛官といふのは、こういふたら悪いけれども、一般職ほど責任はないし、仕事はきつめて案です。事実はその通りです。しかし、そういう一つの大きいと考へているかどうか知りませんが、危険があるという前提になればそれは別に考へられる。私はそう思ふ。これは皆さん方おそれる。増子さんはおそれる専門家だから十分御存じだと思いますが、しかし、実際私が言うのは、今の自衛官の待遇はこれでいいとかよすぎる、そういうことを言つておられない、立て方自体に問題があるから、一般職との間に問題が起つてくるのです。それを私追及したいので基本的に聞いた。しかしこれ以上どうも続けても、そういうことおそれるよりは追及しても責任者がおられないのだから、人事局長が言われたことについて反駁しても私はどうかと思ひますが、ときを改めたと思ひます。今言われた危険手当も航空関係では手当はちゃんと出ておる。本俸からそれだけ上げなくちゃな

らぬというが、警察、現在警察官から比較すると非常にいいのですよ。警察官、悪いのです。今の警察官は相当私に問題があると思ひます。悪いとは思ひませんが、一般職から言つて若干いまいか知りませんが、相当警察官の問題はあると思ひます。そういうことから見ると、防衛庁の給与は従来長い間の経過できておるから、皆さん方気がついておられないかもしれせんが、われわれから見ると相当問題のある点がたくさんある。たとえば營外手当といふのは、これは一般のいわゆる公務員は全部營外から通つておる、外から通つたがために手当をつけなくちゃならぬという、金額と内容は別として、理念からしてもわれわれちよつと考へられない。しかしこれもこの自衛官の特殊性というところから出されてくれば、これは説明がつくと思ひます。こういう点でわれわれも問題はたくさんありますけれども、この点については相当問題をたくさん持つておられますので、いざれ防衛庁関係の問題が出るときに大臣が見えると思ひますし、そういう点を一つ、また大蔵省からも主計局長が見えられたときに、この点の給与の均衡と申しませうか、そういう点を一つ追及したいと思ひます。なお私の言つたことについて不満があれば、あとで説明してもらつてついでであります。

それからも一つ、大蔵政務次官にちよつとこの機会に聞いておきたいと思ひますが、実は特別職の給与の問題でございます。これにつきましては、まだ十分検討しておりませんが、特別職としての一つ総理大臣の給与が今十五万円、これは私の口から言つて、どうか知りませんが、一國の首相が十五万円、私これは間違つておると思ひます。これも私は給与の当て方が混然しておると思ひます。昔の憲法からいくと、今の総理大臣は天皇の大権まで背負つて大きい責任のある仕事をされておる。アメリカの大統領とかあるいはイギリスの首相なんかの今の給与から見たらこれは問題にならぬ。そういう給与で一体その職務がやれるかどうか。給与といふものは、総理大臣、岸さんの個人の生活だけ、あの人が私邸におるときだけの生活費に考へておるか、一般職の場合はどうでない場合がたたくさんある。一般職の場合の給与となるとどうでない。それで、特別職の場合にはどういふ考へ方で特別職の給与といふものを考へておるかということ、大蔵当局に一べん聞いておきたいんです。給与の立て方の理念としてちよつと聞いておきたい。

○政府委員(前田佳都男君) お答えいたします。ただいま山本委員の御指摘の総理大臣の重責に即応するためには、はたして十五万の給与で妥当であるかどうかというふうな御指摘でございますが、ちよつと私たちがこの特別職の給与法をずっと一覽いたしました。現在このこれらの特別職の持つておる責任並びに職務の重要性等から考へまして、はたしてこれが妥当であるかどうかというふうには、これは私深く研究いたしておりますけれども、そういうふうな直感をいたします。これらの点については職務の態様と責任といふものに依つて少し検討すべきじやないかと私は考へております。具体的にこれは妥当であるかどうかというふうなことは、特に研究しておりませんが、申し上げかねます。

○政府委員(山本幸雄君) 先ほど実は給与の立て方のお話がありました。その中で營外手当のことがちよつと出ましたが、これは名前が手当でございます。たゞいまの立て方では、曹士は本来營内居住の建前でおる。そこで曹士の俸給表の中には、營内居住に伴うところのいろいろな食費とか光熱費とかいろいろが差し引いてあるわけです。二千五百八十五円といふものを差し引いておる。それが今度外へ出たときにはそれをもちろむということだけであるから、これは手当てでも何でもなし、俸給に当たるべきものなうで、そういう点を申し上げておきます。

○委員長(中野文門君) 他に御発言もなければ、三案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。本日はこれをもって散会いたします。

午後四時二十八分散会

昭和三十五年五月十七日印刷

昭和三十五年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局